

平成 16 年 第 2 回

高森町議会 6 月定例会会議録

平成 16 年 6 月 14 日 開会

平成 16 年 6 月 18 日 閉会



高 森 町 議 会

6 月 1 4 日 (月)

(第 1 日)

平成16年第2回高森町議会定例会（第1号）

平成16年6月14日
午前10時05分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

4番 山村 将護君

5番 甲斐 直三君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（5日間）

自 平成16年6月14日

至 平成16年6月18日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月14日（月）	本会議	提案・説明
6月15日（火）	本会議	質疑・付託
6月16日（水）	休 会	各常任委員会
6月17日（木）	本会議	一般質問
6月18日（金）	本会議	委員長報告・討論・採決

日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(高森町税条例の一部を改正する条例)

日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成15年度高森町一般会計補正予算)

日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度高森町老人保健特別会計補正予算)

- 日程第 7 議案第 26 号 高森町政治倫理条例の制定について
- 日程第 8 議案第 27 号 高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 28 号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 29 号 高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 30 号 熊本県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について
- 日程第 12 議案第 31 号 熊本県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 13 議案第 32 号 熊本県消防補償等組合の解散について
- 日程第 14 議案第 33 号 熊本県消防補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 15 議案第 34 号 熊本県市町村交通災害共済組合の解散について
- 日程第 16 議案第 35 号 熊本県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 17 議案第 36 号 熊本県市町村自治会館管理組合の解散について
- 日程第 18 議案第 37 号 熊本県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 19 議案第 38 号 熊本県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について
- 日程第 20 議案第 39 号 平成 16 年度高森町一般会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1 番 | 宇藤 敬 君 | 2 番 | 白石 博 昭 君 |
| 3 番 | 山室 克 尋 君 | 4 番 | 山村 將 護 君 |
| 5 番 | 甲斐 直 三 君 | 6 番 | 野中 謙 三 君 |
| 7 番 | 本田 生 一 君 | 8 番 | 甲斐 廣 國 君 |
| 9 番 | 後藤 和 昭 君 | 10 番 | 甲斐 正 一 君 |
| 11 番 | 相馬 俊 行 君 | 12 番 | 三森 義 高 君 |
| 13 番 | 佐伯 金 也 君 | 14 番 | 後藤 英 範 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	佐藤昭也君
総務課長	渡辺哲郎君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	岩下健治君（欠席）
収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	廣木富八君
農業委員会事務局長	二子石衛君	オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時05分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

開会前に、本年4月1日付けで新規採用された職員の自己紹介の申し出が
ありますので、順次自己紹介をしていただきます。順番に自己紹介を行って
ください。

○職員（芹口孝直君） おはようございます。4月1日付けで税務課に配属
になりました芹口孝直です。住民のため、高森町のため、全力を挙げて
がんばりたいと思います。皆様、よろしくお願いいたします。

○職員（馬原孝平君） おはようございます。4月1日付けで保健福祉課
保険推進係に配属になりました馬原孝平と申します。一日も早く皆様
のお役に立てるような人間になりたいと思いますので、応援よろしく
お願いいたします。

○職員（高木尚佳君） おはようございます。4月1日付けで保健福祉課
保険推進係に配属になりました高木尚佳です。保健師として住民の
皆さんのお役に立てるよう一生懸命がんばります。よろしく
お願いします。

○議長（相馬俊行君） 新規採用職員の皆さんには町発展のため、
精一杯がんばられることを期待いたします。それでは、退場して
ください。

次に、本年4月1日付けで新たに管理職になられたオーガニック・
アグリセンター長の杉田則秋君に自己紹介をお願いいたします。

○オーガニック・アグリセンター長（杉田則秋君） おはようござい
ます。本年4月1日に阿蘇高森オーガニック・アグリセンター、ちよ
っと長い名前ですけど、そのセンター長を賜りました杉田則秋でござ
います。皆さんとはもう長い間、仕事関係でいろいろご指導いた
だいて、知り合っているつもりです。高森の農業振興の一翼を担う
ため、有機農業の推進役としてがんばっていきたいと思いますので、
よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 以上で、新管理職及び新規採用職員の自己
紹介を終わります。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本
正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

平成16年第2回定例会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げ
ます。議員の皆様方におかれましては、公私共何かとご多忙のところ、
ご出席を賜りまして、誠にありがたうお礼を申し上げます。

さて、社会経済情勢も大変目まぐるしく動きます。ますます厳しさを
増している

今日でございます。少子化、また高齢化社会への対応、情報通信の高度化、環境問題といった流れが大きく変化する中で、取り組んでいかなければならない諸問題も多く、町民生活に密着している町政を問う役割がますます大きくなっているものだと考えております。

私もこうした時代だからこそ台地に根を張り、そびえ立つ大木のごとくしっかりとした地に足をつけ、この急激な変化への対応を見誤らず、町の将来に確かな展望を持ちながら、町民の皆さんの一人一人がその将来に夢と希望が持てるこの高森の地に生まれ育ったことを誇りと自信を持っていただけるような、そのような高森をつくる町政を力強く推進してまいらなければならないと決意を新たにしているところでもございます。

これまでも町議会をはじめ、町民の皆様方のご理解とご協力のもと、町財政の健全化に全力で取り組んでまいりましたが、三位一体改革により、地方財政運営を取り巻く環境は大変大きく変化しようとしております。改めてしっかりとした対応方針を立て、取り組む必要があると考えております。

次に、昨年11月から休館を余儀なくされておりました奥阿蘇物産館につきましては、議会の皆様方に大変ご心配をおかけいたしましたけれども、地元の方々の熱意のもと、本年4月20日に新組合設立をされまして、4月30日にリニューアルオープンをしたところでございます。また、隣接する町道社倉～蔵地線の供用開始によりまして、物産館への出入口が容易になり、県外ナンバーの車も大変多く見られるようになりました。今後とも地域物産品の販売をはじめ、大自然の温もりを提供し、物産館がより充実するように積極的に推進してまいりたいと、そのように思っております。

今定例議会におきましては、承認4件と議案、条例案が4件、町村会関連同文議決案が9件、予算案が1件、合わせまして18件のご審議をお願いするものでございます。諸議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞご審議いただきまして、ご決定、またご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

簡単ではございますけれども、今回、招集に当たりまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成16年第2回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

野尻出張所長については、入院中のため欠席でありますので、報告をしておきます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番 山村將護君、5番 甲斐直三君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。7番 本田生一でございます。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成16年第2回高森町議会定例会の会期につきましては、本日6月14日から6月18日までの5日間と決定しております。以上、報告をいたします。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日6月14日から18日までの5日間と決定しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本日、提案されております承認第1号から承認第4号までについては、本日は提案のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号から承認第4号までについては、本日は提案のみとすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第3 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、及び日程第4 承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを一括議題とします。

承認第1号及び承認第2号について、提案理由の説明を求めます。税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） おはようございます。

承認第1号、専第1号で専決処分いたしました高森町税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

今回の改正は、政府税制調査会において、平成16年度の税制改正に関する答申が取りまとめられ、地方税法の一部を改正する法律が平成16年3月31日公布されたのに伴うものです。

詳細は新旧対照表をご覧くださいますが、主な改正内容を説明いたします。第24条の改正は、均等割の納税義務を負う夫と生計同一の妻に対する均等割の非課税措置が段階的に廃止され、経過措置として、17年度は2分の1、18年度から全額課税となります。また、均等割の非課税限度額が引き下げられました。

第31条の改正は、人口規模別に見て、行政サービスの格差がなくなってきたとして、均等割の人口段階別の税率区分が廃止され、3,000円に統一されました。

第34条の2の改正は、所得割の算定の際の老年者控除が廃止され、18年度分以後の個人町民税について適用されます。このほか、所得割課税の非課税限度額が引き下げられました。さらに、土地譲渡益、株式譲渡益課税の見直しが行われるとともに、土地等の長期譲渡に係る100万円の特別控除が廃止されました。

次に、承認第2号、専第2号で専決処分いたしました高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

この改正も、税条例の一部改正と同様に、地方税法の一部改正に伴うもので、長期譲渡及び短期譲渡所得に係る健康保険税の所得割の算定について、改正が行われ、平成17年度以後の保険税について適用されます。

以上、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

-----○-----

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第5 承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 平成15年度高森町一般会計補正予算（第9号）について説明を申し上げます。

承認第3号で報告いたします平成15年度高森町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、3月議会終了後に決定いたしました地方交付税や地方譲与税などの最終調整及び基金積立金等の歳出の調整であります。今回の補正額は、1億3,605万9,000円の追加であり、これを現計予算に合算いたしますと、46億6,545万4,000円となります。

7ページに移らせていただきます。第2表、地方債の変更につきましては、最終確定となった限度額の調整でございます。

以下、歳入の主なものについて申し上げます。国から交付される地方譲与税や利子割交付金につきましては、確定された調整分であります。また、地方交付税の増額補正は、特別交付税に係るものです。

12ページに温泉館使用料につきましては、実績によります調整であります。国庫補助金、県補助金につきましては、最終確定分を計上いたしました。

14ページに町債につきましては、移動通信用鉄塔建設事業、道路整備事業など、起債額決定によります調整であります。このことによりまして、平成15年度町債の借入金額は6億9,640万円となりました。なお、この借入額内に臨時財政対策債、過疎債、辺地債、災害復旧債、減税補填債の合計は、6億1,100万円となり、普通交付税にそれぞれ70%から100%算入できることとなります。

次に、歳出予算についてご説明を申し上げます。17ページ、林業費は、有害鳥獣駆除に行う野生猿駆除に伴います補助金であります。商工費、温泉館管理費委託の減額は、使用料の実績見込み額に伴うものであります。次に、積立金につきましては、年度間の財政調整のための財政調整基金の積立を行います。この積立を行うことによりまして、平成15年度末の現在高は5億9,493万2,000円となり、将来の財政健全化のための財源として、有効活用を図るものであります。また、今後とも経済情勢の著しい変動によります税の減収や不時の出資増加に対応するとともに、中長期的な視野に立つての財政運営の安定を図る上から、積極的に基金の積立を行うこととしております。

以上、専決した主な内容について申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。説明といたします。

-----○-----

日程第 6 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第 6 承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 承認第 4 号、専第 4 号で専決処分いたしました平成 16 年度高森町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について説明申し上げます。

今回の補正は、平成 15 年度歳入予算の社会保険診療報酬支払基金からの交付金が減額変更となり、予定しておりました予算額を下回ったことにより、財源不足を生じたため 156 万 8,000 円の繰上充用を行ったものです。

なお、不足分については、実績報告に基づき、8 月に精算追加交付がされる予定となっております。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第 7 議案第 26 号 高森町政治倫理条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第 7 議案第 26 号、高森町政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） おはようございます。

議案第 26 号、高森町政治倫理条例の制定についてご説明を申し上げます。

現在、制定されております政治倫理条例は、高森町議会議員政治倫理条例で、対象が議会議員のみであります。町政に携わっております町長、助役、収入役についても対象に含めるべきであり、現条例を廃止し、本条例を制定するものです。

条例の内容は、第 1 条に目的、第 2 条に行動基準、第 3 条に政治倫理基準、第 4 条に町工事の契約に関する遵守規定、第 5 条に政治倫理審査会の設置、第 6 条に守秘義務、第 7 条に町民の調査請求権、第 8 条に政治倫理基準違反の審査、第 9 条に協力義務、第 10 条に照会、第 11 条に委任の事項を定めています。

なお、本条例につきましては、議会運営委員会におきまして、慎重に検討がなされております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議をいただきまして、ご決定賜りますよう

お願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） これから議案第26号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第26号については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本日提案されております日程第8 議案第27号から日程第10 議案第29号までについては、本日は、提案のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第29号までについては、本日は提案のみとすることに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第27号 高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第8 議案第27号、高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） 議案第27号、高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。

平成15年6月議会定例会において、入園料の改正を行いました。このことに

つきまして、旅行会社や町内団体、町民の方々より団体割引の強い要望が町及び建設経済委員会に寄せられまして、検討いたしました結果、4月より試行的に湧水トンネル公園設置条例第5条の規定により、団体割引を行って動向を見てきましたけれども、入園者の減少もなく、また、旅行会社等からの団体割引に対する要望意見もございませんでした。しかし、このままこの規定の減免に割引を運用するのは適当でないと思慮いたしまして、今回、入園料団体割引の改正を行うものでございます。

どうかご理解の上、ご審議賜りまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。提案理由説明といたします。

-----○-----

日程第 9 議案第 28号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 29号 高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第9 議案第28号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例について、及び日程第10 議案第29号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

議案第28号及び議案第29号について、提案理由の説明を求めます。建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） おはようございます。

議案第28号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第29号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、入所基準を明文化し、入居の申し込み及び入居選考を明確にするものであります。内容については、新旧対照表の方に記載しておりますとおりでございます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

-----○-----

日程第 11 議案第 30号 熊本県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について

日程第 12 議案第 31号 熊本県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について

日程第 13 議案第 32号 熊本県消防補償等組合の解散について

- 日程第 14 議案第 33 号 熊本県消防補償等組合の解散に伴う財産処分について
日程第 15 議案第 34 号 熊本県市町村交通災害共済組合の解散について
日程第 16 議案第 35 号 熊本県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
日程第 17 議案第 36 号 熊本県市町村自治会館管理組合の解散について
日程第 18 議案第 37 号 熊本県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について
日程第 19 議案第 38 号 熊本県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について

○議長（相馬俊行君） 日程第 11 議案第 30 号、熊本県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散についてから日程第 19 議案第 38 号、熊本県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加についてを一括議題とします。

議案第 30 号から議案第 38 号について、提案理由の説明を求めます。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 議案第 30 号、熊本県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、議案第 32 号、熊本県消防補償等組合の解散について、議案第 34 号、熊本県市町村交通災害共済組合の解散について、議案第 36 号、熊本県市町村自治会館管理組合の解散について、ご説明を申し上げます。

行政改革の観点から、組合の許可、効率化が必要であり、上記組合の複合事務組合化を図るために解散するものでございます。

続きまして、議案第 31 号、熊本県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について、議案第 33 号、熊本県消防補償等組合の解散に伴う財産処分について、議案第 35 号、熊本県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、議案第 37 号、熊本県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について、ご説明を申し上げます。

上記 4 組合を解散することにより、それぞれの組合が所有していました財産を財産処分協定書に基づき、処理するものでございます。

議案第 38 号、熊本県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について、ご説明を申し上げます。

熊本市町村職員退職手当組合の規約を全部改正し、解散した4組合が処理していました事務を退職手当組合で共同処理するよう事務の変更を行う。また、名称を熊本市町村総合事務組合に変更するものでございます。なお、数の増加につきましては、1組合に統合したことによる増加です。

以上、ご説明申し上げました9議案につきましては、関係市町村議会の同文議決となっておりますので、ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） これから議案第30号から議案第38号まで一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

議案第30号から議案第38号まで一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号から議案第38号まで一括して採決をいたします。お諮りいたします。

議案第30号から議案第38号については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第38号については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本日提案されております日程第20 議案第39号については、本日は、提案のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号については、本日は提案のみとすることに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第39号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第20 議案第39号、平成16年度高森町一般会計補正

予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第39号で提案いたしました平成16年度高森町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、宿直業務を見直し、かかる予算の組み替えや伝統芸能保存会への補助金、町道天神～前原線の橋梁工事に伴います追加事業、学校統合に係る助成金等でありまして、総額で2,446万円の増額補正となっております。これを現予算と合算いたしますと、43億9,046万円となります。

7ページの第2表に地方債補正の過疎対策事業は、町道天神～前原線の改修工事に伴う地方債の変更であります。

以下、歳入予算の主なものについて、ご説明を申し上げます。

10ページに国庫委託金の豊かな体験活動推進事業委託金は、環境問題への調査研究を親子で体験するための活動助成金であります。

11ページの繰越金は、平成15年度から平成16年度の繰越であり、5月31日の収納閉鎖により今回の補正予算の財源として見込めることから、増額補正を行うものでございます。諸収入のコミュニティ事業補助金は、宝くじ販売の収益を自治総合センターにより交付されるものであります。また、町債におきまして、先にご説明いたしました町道天神～前原線に係る起債の増額でございます。

次に、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

12ページの総務費の一般管理費は、現在、町職員で行っております宿直業務につきまして、公募により町民の方々4名を非常勤職員として雇用し、2名による交替制で年間を通じての宿直業務をお願いするものであります。このことによりまして、職員の夜間勤務の負担減によります事務の効率化や経費の節減を図ることとしております。なお、この宿直業務につきましては、火災や水害等の緊急事態の対応などにつきましては、連絡体制につきまして、十分に万全を期していきたいと思っております。

また、企画費のコミュニティ事業補助金は、前原仁田神社獅子舞の保存会への補助金であります。

13ページの選挙費につきましては、4月4日執行の熊本県知事選挙委託金確定による調整であります。

15ページの児童福祉施設費は、色見保育園遊具の修繕料と阿蘇町黒川保育園への保育実施委託料であります。

また、保健衛生総務費は、高齢化が特に顕著で、一人暮らしの世帯も多く、かつ無医地区にある野尻、草部地区の世帯への個別訪問等に積極的な活動を行うために、非常勤保健師を雇用し、保健福祉の充実を図るものであります。

また、草部中学校運動場取付道路整備費につきましては、当初、住民検診車両進入路として計画しておりましたが、住民検診のみならず、選挙投票会場の駐車場の確保及び地域活動においても利活用が図られるように追加整備を行い、住民の方々の来場の際の安全を確保するものであります。

16ページの道路新設改良費の町道天神～前原改良工事につきましては、当初、橋梁工事を計上しておりましたが、今回、橋梁の東側の未改修道路部分70メートルを追加することで、橋梁の部の両端が整備されることになり、安全の確保が図られることや、財源として予定しております過疎対策事業債が今回増額の目安がついたことなどから、幹線町道としての早期整備のために、今回増額をお願いするものでございます。

17ページの教育費の学校管理費は、草部南部小学校及び草部中学校の学校統合に係る助成金と環境問題の研修に係る費用等を計上しております。なお、この学校統合に伴いますスクールバス、バス停等の関連の整備費用につきましては、現在、地元の学校統合準備委員会で検討なされており、これらの内容を踏まえて、児童生徒が安心して登校できるように今後の補正予算で十分対応してまいりたいと思っております。

18ページに社会教育施設費、草部グラウンド排水処理側溝の老朽化により機能しておらず、周辺の農地に流れ込んでいるため、排水経路を確保するための改修工事を行うものでございます。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明申し上げました。ご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたしまして、説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前10時35分

6 月 1 5 日 (火)

(第 2 日)

平成16年第2回高森町議会定例会（第2号）

平成16年6月15日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 農業委員の推薦について

日程第2 決議第1号 企業等誘致特別委員会設置に関する決議について

日程第3 議案に対する質疑・付託並びに採決

日程第4 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	佐 藤 昭 也 君
総 務 課 長	渡 辺 哲 郎 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	佐 伯 実 範 君	住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君
保健福祉課長	佐 伯 秀 和 君	税 務 課 長	後 藤 秀 希 君
農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	桐 原 一 紀 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君

草部出張所長	岩 下 生 人 君	野尻出張所長	岩下健治君（欠席）
収入役室長	岩 下 昭 久 君	教育委員会事務局長	廣 木 富 八 君
農業委員会事務局長	二子石 衛 君	オーガニックアグリ センター長	杉 田 則 秋 君
総務課長補佐	古 澤 建 生 君	企画財政課長補佐	甲 斐 敏 文 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 農業委員の推薦について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 農業委員の推薦についてを議題といたします。

3月の議会において議会推薦の農業委員については追加推薦することにしておりましたので、これから推薦を行います。

お諮りいたします。

議会からの追加推薦の農業委員は2名とし、お手元に配りました名簿の方を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会からの追加推薦の農業委員は2名とし、お手元に配りました名簿のとおり推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第2 決議第1号 企業等誘致特別委員会設置に関する決議について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 決議第1号、企業等誘致特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。提出者議員を代表いたしまして、8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） おはようございます。

提出者を代表いたしまして、企業等誘致特別委員会設置に関する決議について趣旨説明を行います。

今回の決議は、国からの地方交付税削減などを起因とする本町財政の危機的な状況を打開するため、本町に企業や公的施設などの誘致を行い、自主財源の確保を図

ることを目的として、議会に特別委員会を設置し、調査を行うものであります。なお、特別委員会設置に伴います活動経費などについては、既定の予算で対応することにしております。

この特別委員会設置目的を理解いただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。趣旨説明といたします。以上です。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本決議案については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、決議第1号、企業等誘致特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

ただいま設置されました企業等誘致特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、企業等誘致特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案に対する質疑・付託並びに採決

○議長（相馬俊行君） 日程第3 議案に対する質疑・付託並びに採決を議題といたします。

なお、答弁については、自席からの発言を許します。

-----○-----

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

今朝もテレビ等でいろいろと年金等いろいろな国会の状況がマスコミで報じられております。少子化がいかにこの日本の国に危機的状況を及ぼすかというようなことが大命題になってきておるようでございますが、今回の町税条例の一部を改正するという、これも国会議決での税法の改正に伴いましての高森町の税条例の一部の改正でございますけれども、私ども、要するに、青年を脱しまして、もう壮年に入ろうとしているわけですが、子育てをしておる世代の方たちが子どもを学校にやるために共稼ぎをせざるを得ないということになっております。子育てに本当にお金がかかる今この世の中でございますけれども、今回の町の税条例の一部を改正すること、新旧対照表がございますが、なかなか一般の方たちにはどのように税金が上がってくるかということがわからないと思います。

今回の税改正は、大体増税でございますけれども、これの及ぼす実年者に対して及ぼす影響というものが例題的にどのような家庭ではどの程度上がるんだということがわかれば、担当課長の方にお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 大体壮年部というので試算をしたいと思っておりますが、現在のところ、その数字はあげておりません。年金については、国の方から大体このくらい増税はあるだろうという資料はいただいておりますが、本町においての試算は現在行っておりません。以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今回の改正の中に、第31条で、第23条第1項第1号または第2号のものに対して課する均等割の税率は年額2,000円とするというのが23条第1項第1号または第2号のものに対して課する均等割の税率は年額3,000円とするということで、これも1,000円アップしてくるわけですね。

それと、配偶者当たりの分についても、今まで均等割の中で課していなかったということが課されてくるわけですが、老年者控除も減ってくると、いろんな面において、その所得控除の上においても老年者控除が減ってくるとということで、もうすべての面において今から先、増税をせざるを得んということになってきているようでございますが、この高森町において、どの程度の今回の改正によって増税

になってくるかということ、概算で結構でございますから、お教えいただきたいと思ひます。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 現在、確認可能な資料をもとに試算をしておりますが、均等割が2,000円から3,000円になることによりまして、対象者が約2,400名でございます。これが240万円、それと生計同一の妻への均等割課税、これ、概数が300人いらっしゃいます。ですから、17年度が2分の1課税で45万円、それから18年度からは全額課税で90万円ということで、現在、試算をしております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 非常に介護保険料も今から先、徐々に上がっていく可能性があるかと、国民年金も上がっていくと、それに国民健康保険税も上がってくるであろうと思ひます。そのような中において、こういうふうには税金が上がってくるということは、非常に私たち実年層からすれば、非常に厳しくなってくるわけでございますから、今後、これは専決処分でございますから、国の税法の改正によつての改正でございますので、私どもといたしましては、どうのこうのと言うことは差し控えたいと思ひますけれども、私たち自治体としては、町としては、こういうふうには税金を上げてくるならば、より一層住民サービスをしていただきたいと、住民の皆様方たちがやっぱり笑顔で税金を納めることができるような施策を今後、考えてもらいたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。答弁はよろしゅうございます。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。

承認第1号については、原案のとおり承認したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 先ほどから言っておりますように、先ほども税務課長の方に話をいたしました。税金、国民健康保険、これも税金なんです。条例の改正というのは、なかなか町民の方には非常にわかりにくい部分があるわけですね。納付書が来て、去年と比べて上がったというふうに町民の方たちは騒がれます。ですから、やはり今回の改正についても、どのような方たちが該当されてくるのか。もう少しわかりやすく文書には細かく書いてございますけれども、どのような方たちに該当するのかということを知りやすく教えていただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 今回の国民健康保険税の改正につきましては、所得割の課税の分で、長期譲渡所得、短期譲渡所得がある方についての算定基準の改定でございます。よろしいでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） どのような方たちに、どうした場合に課税されてくるか。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 土地とか建物を処分された場合ですね、この方が課税対象となっております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今の所得割の部分ですね、現状、国民健康保険税を徴収する場合の各割合があるわけですが、均等割、平等割だったかな、平等割、所得割、人頭割だったですかね、というのが、100を基本として各パーセントごとに分かれておりますが、大体全額国民健康保険税を100とするならば、その中でどのような割合でやるのかというのを再度、お教えいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 全体に占める割合はちょっと今手元に資料がございませんが、課税の基準を申し上げたいと思っております。所得割額が所得額の8.8%、それか

ら均等割がこれは人数割です。1人2万4,700円、それから平等割、世帯割で
ございますが2万7,700円、これは15年度と変わっておりません。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 健康保険税、年々上がってきているというわけではないんで
すけれども、非常に厳しい財政状況に置かれておるとというのが現実でございます。
私ども、こういうふうな田舎に住んでおりますと、都市部と違いまして、家族だけ
で住むということはなかなかないわけですね。一緒に同一世帯で住む人数というの
は、おそらく平均でも5人またはそれ以上7人、8人という方がいらっしゃるわけ
ですね。その中でやっぱり人頭割で1人当たりが2万4,700円ということにな
ってくると、1つの家族を持てば、すぐ10万円というふうなことでございます。
それに平等割が加算されますから、1月に1万円ずつの国民健康保険税は最低でも
納めなければならないわけで、それに介護保険料が掛かってきますから、かなりな
ものになってくるわけでございますので、今後、やっぱり国民健康保険の会計の運
営についても、十分な考慮をしていただいて、なるべく住民の方たちにこれ以上の
負担がかからないようなやり方というものを今後、作業部会等でもつくっていただ
いて、工夫してもらえるようお願いをしておきたいと思っております。以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第2号については、原案のとおり承認したいと思っております。これにご異議あり
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号、専決処分の承認を
求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とい

たします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

まず、この一般会計の補正予算についてですけれども、まず最初に町長の方にお伺いしたいと思います。専決処分をされるには、それ相当のいろんな理由がございます。わかっている範囲で4つぐらいありますけれども、いかなる理由でまず、この専決処分をされたか、まずその1点からお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 専決処分のことをお聞きされたと思いますけれども、専決処分につきましては、大体今回も保険と別の方から出ておりますけれども、3月31日にピシャッと決裁をして、3月の議会等にも提出すべきなところをやはり少し遅れたと申しますか、不手際といいますか、そのようなことで、先にどうしても専決処分をやっていかなければならない部分が多々あったというのも事実でございますし、いろんな補助金が、最終的には決定をして出てきます関係上、また、5月31日が出納閉鎖でございますから、そのようなことで専決処分をしたと思います。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 専決処分をする場合には、理由が4つしかありませんけれども、時間的に余裕がなかったというふうに町長、はっきり答えられないと、自治法に反することになるわけです。不手際でできなかったとかという言い方は私はおかしいと思います。

再度、確認しますけれども、いかなる理由で専決処分がなされたか。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 先ほどの町長の発言は撤回させていただきたいと思います。

まず、専決処分ということでございますが、これは、議会が議決または決定すべき事件について法定上に該当する場合に、町が議会にかわってこれを処分することを言います。野中議員からお話がありましたように、町が専決処分できるのは、4つでございます。

その第1には、議会が成立しないため、必要な時期までに議会の議決または決定を得られないとき、2つ目に、自治法第113条但し書きの場合におきまして、なお会議を開くことができず、必要な時期までに議会の議決または決定を得られないとき、3点目に、町において必要な時期までに議決または決定を得るための議会を招集する暇がないと認めるとき、4点目に、議会において必要な時期までに議決ま

たは決定すべき事件を議決または決定しないと、この4点でございます。

先ほどのご質問につきましては、3つ目におきまして、町において、必要な時期までに議決または決定を得るための議会を招集する暇がないと認めるときに該当するかと思います。以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） というふうに答えていただければ、ある程度、わかります。ただ、町長が時間がないかどうかというのは、認めるという部分は町長の裁量にかかっておりますし、その裁量の範囲は客観性が伴わないことには始まらない。したがって、先ほどの答弁みたいに不手際とかという発言はまずもって許し難いと、そのように思います。

内容について、2、3点お伺いしたいと思います。補正予算の専決でございますので、結果的には、当然、承認されようがされまいがこの形になるわけでございますけれども、中身について、やはり慎重を期すべき案件があるかというふうに感じております。

まず、この中で1点として、高森の温泉館、この温泉館の売上の寄附金項目で減額されておりますし、合わせて温泉館の管理費の方でも減額されております。歳入を減額して歳出を減額したという形なんですけれども、寄附金という項目で歳入の方があっておりますけれども、当初予算の中では寄附金の項目を承認いたしておりましたし、本来かどうかは未だに疑問でございましたけれども、寄附金項目がきちっとした形であっておって、それを減額するといった場合には、当然、寄附金の変更がある場合、議決を要する、やはり議会の議決案件になるわけですね。で、専決されてもそれは仕方ない、しかしながら、やはり議会にかけてから、処理されるべきではなかろうかというふうに私は感じております。したがって、その寄附金の減額、そしてさらには、委託料の減額というふうにされておりますけれども、その中身について、詳細にお答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） それでは、お答えいたします。

温泉館の委託料につきましては、平成14年度では9,300万円の委託料を支払ってございましたけれども、年度末において、決算後に寄附金として委託料の残額を返還されていたわけです。寄附金として入ってきておりますが、実際には委託料の残額というような形で14年度までは行われておりました。決算がですね。その委託料に対しまして、消費税が課税されておったわけでございます。去年の14年

度の決算のときに、監査指導によりまして、委託料の残金が寄附金として計上されるので、見た目上は、いかにも黒字のような形に見えるから、委託料の検討をするように指導されました。

その指導を踏まえまして、検討いたしまして、平成15年度途中から運営できる委託料として支払って、入館料も温泉館で受け入れて、どうにか運営ができないかと、委託料を減額してできないかというようなこと検討いたしましておりましたので、3月の議会に間に合わなかったというのが、現状でございます。

今年は、15年度はそういうことで、委託料9,151万円を支払っておりますけれども、変更契約をいたしまして、委託料7,100万円に減額したというようなことで、寄附金を予算上減額をするというようなことで行っております。その委託料に対しまして、消費税なんかもかかっておりましたので、51万7,000円ぐらいの消費税の節税となっております。

以上のような理由で今回の補正となったわけでございます。以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 内容については、以前も議会からの監査指摘等もございまして、やりくりの分についてはわかります。しかしながら、もう1つは、本年度予算もそうでしたけれども、寄附金という項目で本来あげるべきではないんじゃないかなろうかというのが素朴な疑問でございます。そのあたりを再度、町長にお伺いすると、寄附金の減額について、私はやはりこれはどうしても議会の議決を得るべきものだというふうに解釈しておりますので、その辺の見解を併せて町長にお答え願いたい。

それと同じ17ページの有害鳥獣の補助金がかかなり68万円ということで増えております。それだけ有害鳥獣が減ったということになりますけれども、具体的に猿、イノシシ等、鹿等もございまして、中身の頭数の方を教えていただければと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、温泉館の寄附金等の取り扱いについては、企画財政の方から答弁をさせたいと、このように思っております。今、いろいろ商工観光課長の方から答弁がありましたけれども、やはりこの寄附金につきましては、当初からこのような制度のもとに今、温泉館運営をやってきたところと、また、去年、監査委員さんからの指摘についても検討したものですから、少しでも減税といいますか、節税になればということで、当初のとき行っただけでございます。確か、急いで差し

替えたような記憶がいたしますけども、そういうところでございます。

寄附金等の収入、または寄附金等につきましての取り扱いにつきましては、財政の方からお答えいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 寄附金について専決すべきではなかったのではないかとこの質問だと思いますけども、今回、先ほど、商工観光課長の方からもご説明いたしましたような事情等もありまして、専決処分という形になりましたけど、いずれにしても、専決処分というのは、緊急やむを得ないものでありますとか、議会を招集する暇がないときにおいてされるものでありますので、今後、私ども予算担当課長としましては、通常の議案としてきちっとした中にご審議いただくような形でそういった予算編成作業に取り組みたいと思っておりますので、よろしくご了承いただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 大変申し訳ないんですが、ちょっと頭数まで把握しておりませんので、後ほどご説明申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 専決処分して悪いということは自治法には書いていないわけです。ただ、自治法の96条第9項の中で寄附金に関しては、非常に慎重を期せなくてはならないという部分があります。あるいは、負担付寄附金とか、そういったことに関しては、やはり議決要件として議会に関する議決案件ですね、きちっとたわれておりますので、その辺は確認しながらさせていただきたいというふうに考えております。ましてや、補正予算の専決がダメという法律はどこにもありませんので、ただ、議会の立場からすれば、もう少し議会に対しての誠意は見せていただきたいと、そういうふう感じております。

最後に、温泉館とただぶりますけども、昨年度の大体の温泉館、何月議会でしたかね、私が質問したときに200万円ぐらいの赤字かなという予測でしたけども、今わかる数字があれば、お答え願って終わりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） 平成15年度におきましては、この間、温泉館の方で決算をいたしまして、今言いました入館料及び入湯税は町で扱っておりますので、そういうのを全部含めまして、決算いたしますと、15年度は400万円ちょっとの赤字、それプラスまた修繕費で一応商工観光課の方で出しておりますので、それ

を合わせますと、それ以上の赤字というような状況です。これは人件費も全部含めまして、売店の売上も含めまして、そのぐらいあっております。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番でございます。

野中議員のご質問それぞれ法に基づいてのご質問でございました。要は、やっぱり私は、手続き上の安易な専決の処理の仕方であったんじゃないかなと思います。町長に気をつけていただきたいのは、助役も監査室の経験者であり、総務課長も監査室の経験者なんです。やっぱりその方たちが町長就任1年足らずの財政の手続き、この専決の手続きについての的確な指導を助言をしなければならなかったのを怠ったんじゃないかなというふうに思います。大体今回の専決処分の理由というのは、地方譲与税とか、地方債の許可とか、地方交付税の歳入面の変更、要するに追加というのが、やっぱり今回の専決の大きな理由でありました。

そこで、歳出面をどういう形でいじるかということであったと思うんですが、やはりそこですべきことは、私たちが何も言わないで済むのは、歳入で増えた分はやはり今回の財政調整基金に繰り入れするなり、減債基金に繰り入れするなりという形で、ただそちらの方だけの財政的な処分であったならば、私たちは今回の専決処分について何ら苦言を呈する必要は何もなかったと思うんですね。でも、今回みたいに歳入の増額に対して、歳出面でハード面の部分までも調整をしてしまったということ、やはりハード面の調整をするのであるならば、やっぱり議会の承認、委員会等で十分な審議をするべき案件の中にはあるわけでございますから、やっぱりそれはそれとして、議会を尊重して、臨時議会を開くなりすべきであったんじゃないかなというふうに思います。私は心が広いですからね。何も言いませんが。地方債、要するに、財政調整基金とか、そういう形で、今後は調整していただいて、やはりこういうふうなハード面においては、臨時議会を開いて、ちゃんと各種委員会がこの議会の中にあるわけですから、やっぱり各種委員会において、慎重に話し合いをしていただいて、やっぱりこういうふうな予算の取り方、このような歳出の仕方が本当にいいのかどうかということを諮ってやっていただきたいかなと思います。

何度も言うようですが、助役、総務課長それぞれ監査室での経験がございます。いろいろと各担当課に対しての監査指摘もしてきた実績がありますから、そういうことで、自分が今回、される側にいらっしゃいますので、そのようなことがやっぱり同じ鉄を踏まないように、今後、気をつけてやっていただきたい、そう思いま

す。

それと、温泉館についても、これは町長が管理運営組合の組合長でありますから、十分今後の運営については、赤字が年々出てきておるようでございます。慎重にやっていただきたい。非常に経済が冷え込んでいる中ですから、遊ぶ人たちがへってきておりますから、難しいと思いますけれども、やっぱり寄附金の取り扱いについても、温泉館の売店についても、下手すれば、やっぱり売店の売上の取り扱い次第では、売店売上を売上と見れば、おそらく税法上はちゃんと消費税はかかってくると思うんですね。1,000万円以上の商取引をやっているわけでございますから、そうなってくると、そこあたりで税法上の問題、指摘を受ける可能性もある。税法違反になる可能性も僕は出てくる可能性があると思うんですね。やっぱり慎重にこの問題については、やっぱり話し合っただけでやっていかなければならなかったと思いますから、これを今回の専決処分の中に入れたということは、明らかな過ちであるということをおそらく私はやっぱり助役あたりには認めていただいて、新たな、要するに新年度の方に進んでいただきたいというふうに思いますが、助役さん、いかがですか。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 大変貴重な意見を賜りましてありがとうございました。

ただいま、野中議員、また佐伯議員の方からご指摘ございましたように、今回の補正予算の専決におきましては、温泉館経費などもございまして、勢い専決処分をすることが果たして適当であったのかと、配慮不足があったことも確かかなところでもございまして、反省をいたしておるところでございます。

今後は専決処分事項を十分わきまをきまして、緊急性の高いことなどによる最小の事項を専決処分することといたしまして、可能な限り定例会、あるいは臨時会でご審議いただきますよう十分に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。

承認第3号については、原案のとおり承認したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

今回の補正、専決処分については、あとからお金が来たのと、余分にお金が出たのということで、大変苦慮された結果、こういうふうになりましたということの専決であったと思いますが、14年度の、ちなみに14年度の老人保健特別会計も要するに、最終的には、15年度分の予算を800万円程度充用された形で終わっているわけですね。今回の15年度の老人保健特別会計もやはり156万円、16年度分を充用せざるを得なかったということになっております。総額を見ますと、老人保健の総額は11億5,000万円ということで、これはかなり大きくなってきているわけですね。国民健康保険の方は、7億円ぐらいだったかな、あったと思うんですけども、もう逆転してしまっていると、それに介護保険を、要するに、老人保健に介護保険まで加えると、これはとてもじゃないけど、驚く金額になってくるわけですが、税務課長もまだなられてまだ数カ月かな、1年ぐらいか、ありますが、どうでしょう。老人保健の推移、その年間の、年々の推移、14年度よりも15年が出る。15年度よりもやっぱり16年度、17年度とやっぱり増えていく要素が十分あるんでしょうか。どうでしょう。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 医療費に関しましては、おっしゃるとおり確実に増加をしております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 確実に増加をすると自信をもってお答えいただきました。本当にこれは大変なことだと思うんですね。各自治体が要するに、財政運営、各行政

サービスをしていく上において、一般会計の方はどうかこうにか、私は歳出のカットなり、また、いろんな経費節減をしていけば、歳入に見合う自治体運営をやっていくことが私はできると思います。ただ、こういうふうには老人保健とか、介護保険に関しては、やっぱりサービスを受ける側が必要であるから受けるんですけども、なかなかやっぱり自治体とちょっと離れたところでこういうふうなサービスが行われておりますと、なかなか指導もしにくいわけで、歳出を押さえようとしても、これだけ高齢化が進んでおると、歳出も押さえることは不可能であると思います。やっぱり老人保健特別会計については、特に、歳入面においてちゃんとした歳入の根幹と見なされる基本がないわけですね。要するに、住民から老人保健医療費という形で徴収はせんわけですね。税としては、やはりこれはあくまでも国から来るやつと町の一般会計から繰り入れる分と国民健康保険から繰り入れる分という形でなってくるわけなんですけれども、明らかに町の会計を圧迫してくるわけなんです。国民健康保険と老人保健とその介護保険と合わせて、今後、16年度、17年度、やっていく上において、やっぱり特に気をつけなければならない点というものがもしあるとすれば、何なのかということをお伺いするために参考のために伺いをしておきたいと思っております。何かあれば。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 1つの病気を特定するとすれば、人工透析が減れば医療費はかなり減ってくるとは考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 人工透析をする方たちは生きていくために人工透析をされていくわけですから、それをやめろとは絶対言えないわけですし、人工透析をしなくていいような予防的なところを、言っていたかかったのは、予防をどんどんしてもらいたい。予防をしてもらうことによって、医療機関にお世話にならなくても済むんじゃないかということをやっていたかかったと思うわけですね。3月の議会から何度も言っているようだけれども、人間ドックの必要性、健康診断の必要性というものをどんどん私はやっぱり打ち出して、自治体としても打ち出して、やっぱり予防的な措置によって、多額な医療費がかからないような段階での発見、早期発見をして早めに解決をするというようなことに私は尽きるんじゃないかなと思います。ですから、今後、税務課長、それに保健福祉課長さん、一緒になって、そのあたりについては努力をしていただきたいと、どうかお金を引っ張って、そういうふうには予防的なところでお金が使えようにならなければならないと思っております。

す。以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。

承認第4号については、原案のとおり承認したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

議案第27号 高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第27号、高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

今回、条例改正されるこの案件について、まず、中身については、全く私は異言ございません。ですから、この条例を議案として提出される経緯に当たって、ご質問したいと思います。

まずもって、この条例、団体割引ですけども、実施されているのが4月から、起案文書等で担当の方でされているのが3月12日、3月議会最終日、最終日に起案文書作成されて、いろんな手続き等でこういうふうな形で今6月議会に上程されたわけですけども、今までの町長の答弁を聞いておりますと、過去1年間の答弁の中では、団体割引等についてはまだ考えていないと、そういう形で発言されておりました。したがって、団体割引等については、私だけに限らず、多分、この6月議会に上程されて、9月1日施行かなという推測でした。団体割引等については。

今回こういった形で上程されました件に関しまして、何故に何の根拠のもとに4

月から団体割引等の徴収をされておったのか、その根拠をまず最初にお伺いしたい
と思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 団体割引等につきましては、3番議員さんが前々回の定例議会の一般質問等で質問いただきました。当然、検討してみるということのお話だったかと思えますし、私自身、昨年6月の議会に提出いたしまして、9月からの値上げと申しますか、入園の改正でございましたし、1年ぐらいはと、本当のところは皆さんに申し上げたとおりでございます。

今回、4月1日からなぜかと言われましたのは、私自身がいろんな観光協会の方々、また、地域の方、また俵山トンネル等の開通のあとの車の流れ、そしてまた、春の観光地に向かって多くの春の行楽と申しますか、春の観光前にしての1つのお客さんと呼ぶというか、そのようなことも必要かなと思いましたが、議会の建設経済常任委員会の方から強い要望がございまして、本来ならば、先ほど申しましたように、今年の9月ぐらいいからかなと思っておりましたけども、たつての建設経済常任委員さんからの方の要望書等が出てきまして、どのようにしたら、そういうことができるだろうかといっておったら、ご存じのように、町長が特別の理由があるときは、認めたときはというふうなうたい方、人それぞれこの文書につきましては取り方があろうかと思えますけども、これを適用して、3カ月間の試行期間を見ろという決断をいたしたところでございます。

今回、6月、この議会に提出できますのは、この2カ月間のデータを見ますに、やはり前年に比べれば、約5,400人ほどのお客が増えてございます。また、金額的には、もちろん300円に上げたわけですから、864万3,210円ぐらいの増しがあったということで、やはりこれは試行した結果、これはちゃんとした条例にのせてやるべきじゃなかろうかなと、そのように思ったところが現状でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 試行をされたというふうに今、町長の方はおっしゃられました。もちろんその根拠が強い要望があったからと、いいことをお聞きしましたので、私は今からいろんなことをお願いする場合、強い要望をもとにやっっていけば、議会の承認なしにでもできるということが1つ筋道がわかりました。

あえて申しますならば、確かに町長の権限というか、町長の職権の中に町長が認めた場合、この限りではないという項目は入っております。しかしながら、それが

あくまで減免申請ですね。ですから、減免申請に基づいた形で町長が処理される、僕はこれが根拠だと思います。先ほども13番議員さんからご質問があったように、助役等も監査されておりますので、その点は何の根拠に基づいて、その料金徴収等がされておったか。そのあたりは十分ご承知のほうです。

したがいまして、減免申請に基づいてちゃんとされておったのか、はたまた町長の減免許可の部分湧水トンネル公園の入場の切符を切る方の方に委任されておったのか、その辺を事務的な部分としてお答え願いたいと思います。決して中身についてどうこう言っているわけじゃございませんし、中身についての部分は議会からも強い要望が上がっていたのは事実です。そのあたりについて再度お答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） 徴収、団体割引の方法といたしましては、減免申請はとっておりませんでした。徴収所の方で団体につきましては、団体割引をして領収書を切っていただくというのが現状でございます。以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 言うなれば、僕は町長の方から本当は試行じゃなくて、一度謝っていただきたい部分かと思います。勝手な言い分かもしれませんが、根拠がないままに、そういった形をされるというのは、明らかに僕は違法だというふうに判断をいたします。中身についてされていることは非常にありがたいことです。しかしながら、やはり行政はルールに則ってやって進めていく、僕はこれが原則だと思っておりますし、ましてや、条例の改正に伴って、予算の、いわゆる予算の絡む条例の改定ですね、これについては、条例を改正する際に、その予算の根拠を示さないと、条例改正案ということは出されないはずですよ。222ぐらい、間違っていたらごめんなさい。そのぐらいの自治法の中に入っているはずだと思いますので、そのあたりの根拠、こうされた部分についての根拠の部分再度、お答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、申しましたように、入園料の減免ができるということをもとにして試行をやろうと、また様子を見ることも大事でございますから、そういうことで許可を出したということでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 今も222、誰かお持ちですかね、222だと思んですけど

も、そのあたりの根拠について説明がされておりましたので、再度、そのあたりをもう1つと、減免申請書というのは、必要ないということになりますけども、そのあたりはいかがでしょうか。必要な場合と必要でない場合というのが生じてまいりますけども、再度、お答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） いろいろご指摘をいただいておりますが、ご指摘いただきましたその予算を伴う条例の改正でございますが、当初、見込みで予算には計上させていただきましたので、これによってかなり減額が生じるという分に関しましては、事前にお諮りして、ご協議させていただく分だというふうに感じましたけども、これでかなりの減額が果たしてなるかという分でいろいろ検討させていただきました。2カ月間試行的にさせていただいて、それにより判断をさせていただいて、議会の方にご協議させていただくというふうにご手落ちではあったかと思っておりますけども、そういった分でご対応させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

本来ですと、減免申請、これは必要でございます。ですけども、やはり来られた方々にそれぞれに減免申請を出していただくということもまた事務煩雑でございます。そういった大きい観点からご理解いただきまして、それにつきましては、大変申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

小さい心というふうに言われたのかなと思われましたので、今後、気をつけます。私が、ただ、減免申請に基づく部分というのは、単発的な部分に限られるわけです。町長が、この団体はいいですよ、小学生が来たから、お宅はどうぞ見てください。これは町長の権限で減免申請出してくださいよ、これすれば、もう無料で入って、見学してくださいというのが減免申請であって、反復継続して行う事業というか、行動ですね、これに関しては、減免申請の私は適用外というふうにご判断します。したがって、再度、そのあたりを、僕は法解釈をどうのこうのじゃないわけですよ。ただ、ある程度ルールに則ってやりましょうよということと、あまりにも3月議会が終わってすぐのことに関しまして、議会に対して、先ほども言いましたように、もう少し配慮がほしい部分あるかと思っております。2点、たった2点ですよ、答えるのは。減免申請に基づく部分の処理がどうであったのかということと、議会に対してどう弁明じゃないけども、説明されるかを再度お聞きして終わり

たいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私も今後、6番議員さんのご指摘かと思えますけども、今後十分注意してまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 1番 宇藤でございます。

これ、9月でお聞きしようかなと思っていたら、ちょっと間に合わないものから、今、今日思いついてお話を聞くんですが、先日、ある床屋さんに行って髭を剃ってもらっていたときに、「どうでん聞いてください」ということで、今年も七夕飾りのコンテストはされますか。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） はい、今年も7月4日から7日までやる予定であります。骨材なんかもう配布いたしております。以上です。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） それでは、お聞きします。小学生とか中学生とか、あるいは高校生、社会人の方、あるいは企業にお勤めの方、役場の職員の方もそうでしょうけど、飾りをつくって、あのトンネルの中に展示をされるわけですよね。多分、投票をされて、順位を決められるのか、これちょっとわかりませんが、「自分たちがつくったものを見に行かれないんですか。お金払わないで」と言われたんですね。「払わなくては入れないなら、子どもたちがかわいそうですばい」と、せめて、社会人は別として、高校生ぐらいまでは1回だけ投票に入るからというような趣旨説明があれば、1回ぐらいは無料で入らせていただけないだろうかということをお話を聞きながらちょっと言われまして、「ちょっと髭ばゆっくり剃ってはいよ。その話はあとからしましょう」ということで、話したんですが、そういう、この条例とはちょっと違う部分かもしれませんが、町長さんでも結構です。そういうお気持ちがあるなら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、6番議員さんから十分注意を受けましたから、ちょっと返答に困っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） この場で答弁は求めませんが、もし、許せるものならば、寛大なお心で自分たちのものを見たい、ほかの人達を見たいと、1回だけはあそこに

入るときに、おじちゃん、おばちゃん、1回だけだけんというふうな形で通させていただけるように、そして子どもたちがやっぱり自分たちの素直な心で見た投票ができるような環境を是非つくってあげていただきたいと思います。社会人、成人に対してそこまでしてくださいとは言いません。せめて、学生までは1回だけそういう形の措置をとっていただけるように、ご要望をしまして、終わります。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番です。

私は、心が広いですから、就任1年余りの町長さんがこういうふうなことをされたら、されたというのではないんだけど、団体割引を設置され、その前の段階で手続き上の問題でこういうことがあったということは、私はあまりとやかくは言いませんけれども、ほかの議員さんたちは知りませんよね。厳しいですから。過ちは過ちとして評価をされる方たちばかりでございますから、私も大分痛い目にありましたので、そのあたりは私みたいに心の広い人間は今後気をつけていくということであれば、建設的に解釈をしていきたいと思うんですが、湧水トンネル公園の今回の入園料の改正なんですが、野中議員も見ておられるんですが、3月の12日に起案がされておる、議会最終日に起案されておるわけですね。団体割引はいくらでもいいですよ、要はね。50%引きだろうと30%引きだろうと結構なんです。

ちなみに、温泉館の入館料は、高森町内の宿泊施設に泊まっている方たちは400円が300円になるわけですから、100円も下がるわけですね。ということは、おそらく30%ぐらい引いてある。高森町の納税者じゃない方たちが30%も引かれて入るわけです。私たちの家族、私たちの家庭に親戚が泊まりに来たときには400円が入るわけです。そういう矛盾もあるわけですね。ですから、何で納税者、要するに、観光者の方たちも宿泊施設も納税者なんですけれども、私達からすれば、元々高森で生まれた方たちは400円じゃなくて200円でもいいんじゃないかなと思うんですが、そういう矛盾もあるわけです。

今回も要するに、300円が240円になってきているわけなんです、ちなみに、何でこの根拠が出たかというのを聞きますと、やっぱり熊本市の動植物園の入園料の条例というのが全く一緒ですね。高森町の湧水トンネルの入園料と一緒になんです。大人が300円、小中学生が100円なんです。幼児については無料であるということなんです、私は、4月9日にたまたまFM中九州を聞いていて、南阿蘇観光リゾートという番組がお昼にあるわけですが、そこで4月から団体割引を

湧水トンネルでもしますよというふうにあなウンサーの方達が紹介された。あれっと思っていて、私もこういうふうな形で野中議員と同じように、話をいろいろ聞いたり、いろんな資料を集めたりしたんですが、確かに、手続き上については、やっぱり安易にやり過ぎたかなというふうな反省点はあったと思います。

ただ、予算が絡む、今回の場合は、当初予算の中にちゃんと4,000万円ほど入園料の予算が組んである。おそらくその観光協会の方達からの大きな要望があったというのは、このまま300円とっていたんじゃ、団体客、要するにバスで来るお客さん達がどんどん減ってきてしまいますよということ、そうなると、おそらく4,000万円の歳入予算というのは減額せざるを得なくなってしまう。

今、町長のお答えによれば、20%の団体割引をしたおかげで、どうにか観光旅行者の方達、旅行者の方達も反対に若干なり増えたんじゃないだろうかというようなお答えが来たわけですね。やっぱりそうすることによって、反対に4,000万円の歳入予算を守ることができたんじゃないかなと、そう思えば、試行的に町長がしたと言え、臨時的に試行的にやったと言え、それはやむなしかなと思います。ただ特免事項である以上は、やっぱりいろんな申請が必要でありますから、そのあたりを割愛したということは、やっぱり条例にもうたってあるわけですから、今後気をつけざるを得ないな。やっぱり十分片腕である総務課長なり、助役さんあたりは先ほどから何度も言うようだが、やっぱり監査室の出でありますから、そこあたりは十分町長に助言をするなり、話をして、法解釈についての説明をして、運営をしてもらわんと、私は困ると思うんです。

そのあたりについては、先ほどから野中議員の方からどんどん質問がいつていたから、何遍も同じことは言いません。要は、宇藤 敬議員が言われたこと、要するに、七夕様をつくった小中学生が見に行かれないということ、投票ができないということなんですね。これは前からずっと言われてきているんですよ。熊本市の動植物園の条例を参考にして、今回、団体割引をされたのならば、なぜ、備考の欄を見られなかったのかということをお聞きしたい。動植物園の条例の中に、別表で、要するに、入園料については、別表のとおりとすると、熊本市動植物園条例第4条、動植物園の入園料及び施設使用料は別表のとおりとするとある。この別表というのができているわけですね。これ、平成9年に全面改正されておるわけですが、金額が書いてございます。個人1人1回につき大人高校生は300円、小学生、中学生は100円、幼児は無料、団体1人1回につき30人以上に限る、240円、小中学生は80円、幼児は無料という形なんですね。施設使用料は1人1回につき30

0円の範囲内で規則で定める額と、これは遊具なんですね。ジェットコースターとか、観覧車とか、そういうものについては300円の範囲内で規則でそれぞれの運営費でそれぞれの規定した額で遊ばせてあげてくださいよというふうに決まっているんですね。その下にあるんですね。備考がある。本市内の小学生及び中学生については、動植物園入園料は無料とするという言葉が備考の欄にあるわけですね。ですから、私は残念だったのは、せっかく熊本市動植物園の入園料、団体割引の仕方とか割引の率というものを参考にしたのならば、最後の方の備考の欄も見ておいていただきたいかったな。そうすると、宇藤 敬議員が言われたように、小学生、中学生あたりも七夕様つくって、見に行くことも自由にできるわけですね。

ちなみに、熊本市動植物園の備考の欄で、本市内の小学生、中学生は動植物園入園料は無料とするとあるんですが、これは、どうも話を伺ってみると、県立とか、国立あたりの小学生、中学生については、何かしらないけども、お金をとられているらしい。そこあたりの解釈は私はわかりませんが、ですから、うちあたりはあくまでも町立の小学校、中学生でありますから、やっぱりそこに通っている子どもたちについては無条件に無料にするというようなことを今回、この条例を正式に活かしていこうと思うのならば、慎重に考えていただきたいと思うんですが、商工観光課長さんからこれに印鑑をつかれた総務課長さん、最終的には町長さん、3名の方、それぞれ流れてどうぞよろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） ご指摘のように、私ども団体割引を重視しておりまして、その方が頭にありまして、まず、熊本市内に問い合わせたのが電話で問い合わせた以上、そういう詳しいことがわかりませんでして、一応、団体割引を重視してやった都合上、こういうことになりました。

今後、委員会の方でもう少し、この案件につきましては、ご検討いただきまして、ご意見いただいて、そういうのを含めてやっていきたいと、考えたいというふうに思っております。以上です。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 今回改正をお願いしている部分につきましては、先ほども申しましたように、4月1日から試行的に実施させていただきました団体割引についてのみ早期に対応しなければならないというふう考えでしておりました。ご指摘いただきましたような分につきましても、慎重に考えるべきだったというふうに今反省をしております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、1番さん、6番さん、13番さんからもご指摘がありましたように、今から建設経済常任委員会等があろうと思いますから、その中で十分検討していただきまして、配慮したいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 町長の方にもお願いしますが、番号で言われると、何かしらんけども、私たちはこがんなっているような気がしますね。ちゃんと名前もついておりますので、名前も言うていただきたいと思いますが。冗談ですけども。

要は、税金を納めている高森町内の皆さん方達、その税金の一部を使って湧水トンネルの整備も今までやってきたわけです。観光客の方達が来んことには、高森町の観光業者も潤わないし、やっぱりいろんな産業も潤わないと思うんです。ですから、観光客の方達も大切にしなければならないと思うんですが、やっぱり納税者である高森町内の皆さんにも湧水トンネルを気安く使っていただけるために、小学生、中学生についても、十分な私は考慮が必要ではないかなと思います。ですから、手続き上の問題については、十分反省をしていただいて、今後、前向きにそういうふうな小学生、中学生の入園料については、委員会等でおそらく委員会付託でございましょうから、考えを出していただきたい。追加でもしていただければ、私としては、この上ない喜びであるというふうに思っております。

ですから、どうぞお願いをいたしたいと思えます。以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、建設経済常任委員会に付託することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） それでは、10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農林振興課長 岩下光広君から発言の申し出がありますので、認めます。農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 先ほどの6番議員さんからご質問のありました平成15年度有害鳥獣駆除実績について、お答え申し上げます。

昨年、イノシシが69頭、鹿が17頭です。猿が37頭です。今回、補正しましたのは、3月に猿を34頭捕獲しましたものですから、この分があがっております。どうぞよろしく願いしておきます。

-----○-----

議案第28号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第28号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 町営住宅の条例、新旧対照表を見させていただいております。入居者の選考の欄があるわけですが、町長が第1項各号に規定するものについて、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高いものから入居者を決定するというところでございます。これは、大体今までどおりであると思うんですが、しかしながら、この9条の2項では、旧条例では抽選によって入居者申し込み者を抽出すると、公開抽選によってというものが、こういうふうに町長が高い度合いを持ったものから入居者を決定するというふうなことでございます。ただ、順位を決めたいものについては、公開抽選をするということですから、公開抽選もまだ残されているわけでございます。ただ、公開抽選をする前には、町営住宅の入居審査会の意見を聞いて定めるということですが、今、町営住宅に入居している人達、皆さん、町営住宅、要するに、住宅事情、複雑な状況等を持たれた方達ばかりだというふうに思いますが、私は、100%がそうではないと思っております。

す。

以前、私は入居審査会のあり方と抽選の問題について、一時は審査会で決定をして、そのまま入居を決定してしまった時期もありました。公開抽選をなぜしなかったのかというようなことも申し上げたことが、以前、議会等であるわけですが、その件について、公開抽選は、これで見れば、非常に決定しにくいときには公開抽選ということなんです、これは安易に町長の方で決められてしまうんじゃないかなというふうに思っておりますが、その点については、建設課長、いかがですか。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 一応、入居審査会等の議事録を見ますと、内容的には十分審議されておりますし、また、特定事情等ということもあります。その中で、決定されています。そういうような状況でありますので、何ら過去については、問題はなかったかというふうに私は認識しております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番ですが、建設課長が過去について問題がなかったというふうにお答えいただきましたが、建設課長も以前は、議会事務局長を経験されておりますから、議長の横で私の質問は十分聞かれたことがあったと思います。あのときに私は問題提起をしているわけですから、おそらく過去において問題がなかったということはないと思うんですね。心が広いから許しますよ。しかしながら、やはり私は、町営住宅というものは、あくまでもやっぱり皆さんが納得する形で入居させていくというのが、一番の目的ではなからうかなと思います。で、町長を信用しないとか、するとかという問題じゃないわけですね。住宅事情に苦しんでいるから町営住宅を本当に申し込みをする人と、ただ単に両親との同居がいやだから、いやとかじゃなく、いやもあるんだろけれども、言いにくいんですね、これは。結婚を契機にしばらく別居しようとかかという方達もいらっしゃる。それをしないと、なかなか結婚もしづらいところがある。だから、結婚をするために、そういうふうな方策を取らざるを得ない方も中にはいらっしゃると思います。

しかしながら、やはりそれを町民に説明するには説明しにくいところがあるわけですね。ですから、そうすると、安易に町長の方で決定をして入居を認めるというやり方よりも、私はあくまでも公開抽選をしてやっていくというやり方の方が非常に公正明大で住民の方もそれならばわかってくれるんじゃないかなと思いますけれども、いかがなものでございましょう。これは建設課長でいいかな。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） まず、私の方から、今回、この内容で一部改正する条例を提案しましたのも、今おっしゃいますように、住宅入居審査会の中で、いろいろと討論しますが、その中で、やはり一人一人の受け取り方、また各委員さんの発言内容にいろいろと個人差がございます。この中で、今回、改正するに当たりましては、特に、今現在、このあとにも関連しますが、町営住宅の方に入居待ちとして申し込みがっているのが、次も合わせまして53世帯、これ、別々というのは人数を打ち出しにくいのは、中にはダブル、両方に適用される部分もありますので、実質53世帯の申し込みがっております。その中で、町外が13件、そのうち、県外が3件ございます。

そういうような状況の中で、やはりこちらの方でもあげております町内に住所を、本町に住所、または勤務場所を有する者、または1カ月以内に住所、または勤務場所を有することとなる者ということを1つ明記したらいいんじゃないかということから、今回ずっと隣接町村、またインターネット等でわかっております全国各町村の住宅条例等の内容と照らし合わせながら、この内容を作成した次第でございます。

何せ厳しい住宅事情の中で、確かに親と同居しておって、結婚を機に一時的に自立したいとかというような話等も入居審査会等の議事録の中にはそういうような内容も入っておりますし、そのあたりを十分踏まえ、審査会の中で、十分議論しやすいようにということで、今回、つけ加えた部分でございます。そのあたりを十分ご理解いただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 非常に困窮度合いを計れと言われても、なかなかそれぞれ審査員一人一人の解釈にもよりますから、これを統一化するという事は難しいと思うんですね。今言われたように、町内で勤務するとか、いろんな問題を、いろんな文言を入れていけば、当然、基準というものがどんどん上がってくるとは思うんですが、そうすると、今入っておる方達も中には今の審査でいけば、当然入られない方もいらっしゃるわけですね。しかしながら、入っておれば、居住権がそのまま発生しておりますから、なかなか出ていってもらいたいということもできないと思うんですが、私はやっぱり前も言ったんだけど、家が70坪も80坪も、田舎の家は大きいわけです。そして、実家には親2人とか3人と、その程度であるならば、やはり審査会には民生委員さん方達も入られるわけですから、当然、そこあたりは反対に進めてみる、親を教育するという努力も必要じゃないかと思うんですね。安易に別

居を進めるということじゃなくして、やっぱり親との同居というものを進めていく必要もあると思います。これは先ほどから税務課長あたりにも言っていたんですけども、やっぱり介護保険料の問題も絡んでくるわけですね。親の介護をヘルパーさんに頼むのか、子としての権利で、権利じゃないんですけども、子としての問題として親の介護をとらえてやっていくのか、そういう問題も僕は発生してくると思うんです。その意味からすれば、やっぱり結婚を機に複雑な事情があってやむを得ない場合については、私たちが言う権利はないと思うんですけども、できれば、親と同居を進めていただいて、本当に住居に困っている方達を優先するような条例改正であってほしいと思うんですね。

実際いるわけですよ。そういう方達が。ですから、やっぱり問題は、僕は過去においての入居審査においては十分あったんじゃないかなというふうに思います。こう言われれば、大体わかる方達は何名かいらっしゃると思うんですが、うちのことかなと思っている方達が自分のことかなと思っている方がいらっしゃると思うんですね。やっぱりそこあたりを十分気をつけないと僕はいけないと思いますから、今後、この条例を運営していくならば、審査会、または町長においても、慎重にやっていただきたいと、今までの条例改正みたいに専決みたいに、6番議員さんが指摘をされましたけれども、安易にまたこれを使うことのないように、やっぱりできれば、公開抽選というものをあくまでも原則であるということをお頭に中に入れておいていただきたいと思います。

それと、私は以前から言っていたんですが、入居者に対する保証人がいらっしゃる。今の町営住宅の入居というものは、入ってしまえば、もう未来永劫続くんですね。反対に保証人の方が自分の持ち家を手放さなければならなかったり、保証人が死んでいたりして、非常に1回の要するに手続きでずっとやっていかなければならないという苦痛がやってくるわけです。この保証人についても、これ、期限がうたっていないわけですね。中には、この中でいろいろ入居の敬承とか、いろいろあるんですが、この保証人の任期じゃないんですが、保証期間というものは大体何年を目安とされていらっしゃるのかということをお聞きしたいんですが。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 今、私の方、そのあたりは若干まだ調べておりませんが、状況では、今現在、運用的にやっておりますのが、家賃を3カ月以上滞納した世帯あたりにはそのあたりを十分保証人あたりまで一応連絡とっております。そういう中で、もし対応できなければ、保証人も代わっていただくというような内容で、ち

よっと強く言っている部分もございますので、そのあたりから保証人の期限、そういうようなものも今後、十分検討し、また条例の中にうたい込む必要があるのかなということは痛感しております。今後、そのあたりを十分検討して、できるだけ早めにご回答できるように努力したいと想います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 保証人に立ってしまえば、もうずっとその方が入居している間中保証人であるということは、これはもう本当に家賃を健全に納めている場合については何も問題ないんですが、やっぱり今のような経済情勢の中ではどういうふうな形で納め切らなくなるかわからないんですね。滞納した場合については、保証人にまでその通知が来て、保証人に一応代理弁済をお願いするというようなこともあるわけですね。保証人がもしかわるとすれば、その代理弁済が終わったあとでしか、おそらく保証人はかわることはできない。ですから、やっぱり保証人である以上は、保証した責任というものをちゃんと遂行してからじゃないとかわることができないんですけども、だから、期間というものを設けておかないことには、何か流れ的にずっと町営住宅に入ってしまったら、そのままずっと継続して入ったままでいいのか、そういうことにもなるんです。だったならば、新しい家をつくって、固定資産税を納めるよりも、町営住宅に入って、雨漏りがしたときには町に言う、水漏れがしたときには町に言う、いろんな不便が起きたときには町に言って修繕してもらって、そして、町営住宅に入っておった方がいいような形になってしまうわけですね。これはすべて納税者のお金でつくった町営住宅なわけでございますから、やはり、そこあたりももう少し厳しくじゃないんですが、ちゃんとした文言というものを書いとかんことには、私は町営住宅入居者に漏れた方達からの不満も出てくるし、町営住宅に入っている方達の姿を見た一般の持ち家を持たれている方達からの不満も私は町に対して出てくると思います、その点についてはいかがですか。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 確かにご指摘受ける部分での一般持ち家の方からの話は確かに聞いております。そのあたりは、どのあたりまでが住宅を管理する側の責任か、それからまた、住宅を貸し付けているところの町の責任かということは、十分現在、そのあたりは議論しながら、歳出をやっているような状況でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） この件について最後に質問いたします。大変皆さん御存じの

とおり、財政逼迫しておる中の住宅新築工事が行われているわけですね。町営住宅の入居審査もしながら、新たな入居される方達もどんどん出てきております。私は、もうぼちぼち入居者に対する家賃についての改正もやっていくべき時期に来ておると思います。いろんな補助金のカット、負担金の見直し、助成金の見直し等をやっておる。そして、今回、湧水トンネルについても、団体割引はつくりましたけれども、昨年新たに300円という枠を設けて負担をお願いするような形になってきているわけですから、大変住宅に困っている方達を町営住宅に入れて、そしてそのあとに家賃を上げるといことは、大変厳しいものがあると思いますけれども、しかしながら、やっぱり2,000万円も3,000万円もかけた町営住宅に2万円、3万円で入られるといことは、そう長くは続かないといことをもうぼちぼち考えていただく時期に来ているんじゃないかなと思います。そのあたり建設課長さん、今後についての希望的な観測じゃないんですが、考え方、または思い等をお話していただいて、私の質問はこれについては終わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 確におっしゃるように、同じぐらいの住宅で、一方は3万円程度、それから民間が5万円程度というような確かに格差がございます。そのあたりは、当然、今後、そのあたり内容を十分踏まえた上でやっていかにやらんというふうに考えております。

ただ、今現在、住宅をつくれます際には、国庫補助で家賃補助金等がっておりますし、また、この家賃の決定につきましては、単独町村ということではなく、やっぱり県・国の方にそのあたりからの指示等もありますので、そのあたりを十分今後、会議の中でうたい込んでいきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 今、佐伯議員の方から詳しく質問がありましたけれども、私も関連でございますが、ちょっと気になることが今、課長が県外から3件、町外から13件申し込みがあつておるといような発言がございました。ここ辺が非常にある町村を見ますと、町外からやっぱり人口を増やすために、わざわざ住宅をつくり、簡単な庭といつか、菜園といつか、そういうものをつけた形での町外からの入居者といつか、そういうものを斡旋しておる町村がいくつもあるわけですね。そういうことを考えると、さっき佐伯議員が言われたように、別居して、何ていつか、家庭の事情で別居して入ると、町内だけの人を優遇するといような形でなくし

て、これは非常に宝を見捨てにするような感じが私には見受けてならないわけであり
ます。

庁舎内での連携も必要ではないかというふうに思っておりますが、私もいろいろ
なことで北部の方の活性化の事業の取り組みを始めたところではありますが、その中
で、教員住宅ですぐでも住まれる住宅が空いていたんですね。こういうところも何
か連携をとりながら、また、草部南部も今度はおそらく教員住宅も空くだろうとい
うふうに思っておりますし、こういうことも建設課と教育委員会事務局あたりと連
携をとりながら、庁舎内で連携をとりながら、本当に県外の人たちが高森に住みた
いという人がおれば、積極的に誘致するような形ができないか。要望みたいな形に
なりますけれども、そういったことがやっぱり人口を増やす1つの方法にもなって
くるんじゃないかというふうに思いますので、町長、ご意見を聞きたいと思いま
すので、よろしくひとつ。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、建設課長からもお話がありましたように、佐伯議員さん
のお話等につきましても、十分配慮をしてみたいと思えますし、今、県外からの
人口、住んでいただくと、移住していただくことには大変結構なことではございま
すし、今、何件という建設課長が申しましたけども、なかなか審査に当たって、今、
50何人かの家庭の方が申し込んでおられますものですから、今のところは、新築
等に関しましては、公開抽選でやっております。

あとは今のところは、順番といいますか、早く申し込んだ方が1年前、2年前と
いっても結構おられますものですから、その時点でその方が入居されるならば別で
すけども、入居の希望があれば、極力順番のようにしていくのが現状でございま
す。

やはり他町村のいろんなところの制度等を見ますと、今、甲斐議員がおっしゃい
ましたように、住宅に関しましては、家付きの、来ればお金をやった上に住宅の家
賃と申しますか、それに関しては5年間免除とか、いろんな制度がございまして
けども、今のところは、そこまではまだ見ておりません。十分、また今後検討させ
ていただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 今の建設課だけの内容じゃなく、十分各課連携した取
組みについてということで、ご指摘受けましたが、本年度、建設課としましては、
高森町住宅マスタープラン、この計画書の内容で進めるように、一応平成16年度事

業にうたい込んでおります。その中で、今おっしゃいました企画と教育委員会、そのあたりも含めたところで、今後の展望をつくっていかなくちゃならないということで、今、準備を進めております。その中で、十分県内とか、町の中に空き家、それから、町が所有します教員住宅、そのあたりも視野に入れた中で、十分その中で検討していきたいというふうに考えておりますので、また、その中で、議会の方にも何名かお願いするというようなケースも出てこようかと思っております。その際には、また、ご協力方よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、建設経済常任委員会に付託することに決定をいたしました。

-----○-----

議案第29号 高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第29号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、建設経済常任委員会に付託することに決定をいたしました。

-----○-----

議案第39号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第39号、平成16年度高森町一般会計補正予算について

を議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） この予算書の中に17ページの方で教育とはということで計上されておりますこの100万円でございます。学校統合助成金ということで、それと、その前に事務局費ということが費用弁償統合準備会、これは5万円掛けるの5回ということで計上されておるようでございますが、ここも私だけかもわかりません、わかりませんのは。それで、教育長の方に一度お尋ねをしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） お答えいたします。

まず、各小中学校の方に補助金として100万円ということだと思いますけれども、この前の第1回目の草部地区東校区地区の準備委員会立ち上げ会のときに、基本的な教育委員会の考えということでお示しをいたしました。やはり平坦地の色見、上色見、高森小の統合についても、以前の統合では25万円か30万円の統合の準備金だったということでもございましたけれども、平成16年度の統合に向けては時代も変わったために、各学校100万円という線が出まして、そのように決定したところでございます。

私達としましても、その基本型的なことを一応立ち上げ式のご説明を申し上げまして、ここの予算に上げたということでもございます。基本的に、100万円、2校に100万円ずつということでもございます。

さらにまた、5万円の準備会といいますのは、2校区の東校区と草部校区の今からの統合に向けての準備会を何回か開催をしなくてはなりません。そのときの費用弁償として組んであるところでございます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） まず、準備会の前の方から今教育長の方からご答弁いただきました。これが、準備委員会ということに、これは草部の今、立ち上げております活性化に対する組織づくりが今日でもほぼ整ってしまうのじゃないかと、今夜、そういうことでもございますけれども、この5万円ということは、これは東小中学校の方にもそういう方達がおられるということでもございますね。

それでは、お聞きしたいと思いますけれども、今、組織づくりをやっております

この準備委員会と、名目はそういう形で来ておると思いますが、これが昨日、町長の方からこの学校統合助成金は100万円だと、環境整備と、これに絡まれましたことを私耳に入っておるわけでございますが、やはり地区に帰りますと、もう5回ほど会議がなされております。最初は、この廃校に対しての準備委員会と、検討委員会ということでございましたが、廃校という日本語の大変難しい言葉でございまして、保護者の方々は一応、来年の3月の20日でございまして、閉校に向けての準備ということで、各小中学校の保護者の方は大分合をやらせておられます。そのあとに、これは、廃校ということになれば、これはやっぱり住民の皆さんが納得していただかなければ、できないということで、今、組織づくりが活性化委員会ですかね、そういう形で立ち上げてありますけれども、このそのためには、この100万円というのは、1校当たり100万円というのは、今、教育長の方からご説明がありましたように、上色見、色見小学校の前例でございまして、これではどうでも色見、上色見、また中央小学校は1校でございましたので、何分、寄附金等に対しましては、お願いがしやすいということでございます。でも、このたびは小中学校一度にするところでございますので、どうでも寄附の方は大変難しゅうございまして、よって、あと50万円ほどお願いをしてもらえんのだろうかということでございますので、その分をひとつお考えいただきますならばということで、今日はこういう質問をさせていただいたわけでございます。

○議長（相馬俊行君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 今、甲斐議員さんの方からお話がありまして、そういう準備金をもう少しというようなことは聞いておりました。今、草部地区活性化委員会の立ち上げが近日中に行われると聞いておりますし、その中で、正式にそういうことの要望書等が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。私達としましては、基本的には、先ほど申しましたように、去年の統合で各校100万円という基本線を持っておりますので、私といたしましては、その線で進めていきたいというふうに考えてはおります。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 教育長の方はそういうお考えであるということだけを私もお聞きしていきたいと思っております。

それと、このまた生がえるわけでございますが、この準備委員会ということに對しまして、何かこの人達は現在、この中に入っておられるとは私は思いますけれど

も、委託書ですか、そういうことが渡されておるといふことで聞きましたので、これはやはり地区住民に帰りますと、なかなか今までそのような説明がなされていなかったのも当然でございますので、やはり今後、保育園関係もスムーズにいきよるんじゃないかと思えますけれども、そういう形でいきますと、また、問題が出てくるのは確かでございますので、その点はどうぞひとつここで云々とはできませんけれども、ご考慮いただきまして、お願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

私もちょっとだけ中身がようとわからんけん、補正の歳出の中で、企画費、これは12ページになりますけれども、コミュニティ事業助成金の中身、これは企画財政になるかな。獅子舞にただ、獅子舞の保存会に250万円ぽんとやるんですかね。そこへんの内容をちょっと聞かせてください。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） それでは、財源も含めましてご説明いたします。

この250万円につきましては、支出先は前原仁田神社の獅子舞保存会の方に支出いたしますけれども、財源は自治総合センターというのがありまして、その原資となるのは、宝くじの益金をもとにそういった事業が進められております。ですから、年に1回いろんなコミュニティ関係の要望の取りまとめとかございますが、今回、前原の仁田神社の方にそういった形で宝くじの益金が町に入りまして、町を通じて保存会の方に出ていくということで、昨年14年度につきましては、ちなみに、川上神社の獅子舞保存会の方にもそういった助成がなされております。以上でございます。

それから、地域の音楽同好会のバンドとか、太鼓ですね、そういったやつにもそういうのが使われております。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） よく内容がわかりました。私は、前の議会、最初の町長がなられたときの議会だったと思えますけれども、伝統芸能あたりについて、ちょっと時間がなくて、質問をしたと思えます。いろいろ本当にすばらしい伝統芸能が高森、たくさんございまして、この前原も最近起こされて、私も初めて見ましたら、本当にびっくりするような、一風変わっておりますけれども、三味線、太鼓つきのですね、獅子舞でございました。こういった伝統芸能がたくさん残っておるし、また、

これだけ金もかけておるといふようなことをごさいますので、本当に町民はもとより、県内外の方々にやっばし広く知っていただく。そしてまた、それによって、高森を特に、親近感を持っていただくといふようなことから、やっばり何らかのまとまった伝統芸能、保存大会みたいなものをされてはおりますけれども、悲しいかな、議員さんあたりも本当わずかな方が行っておられても最後にはただする者だけが何かばからしいと、こんなことではといふような声まで聞こえるような保存会のあり方であったので、私は非常に残念に思つたんですが、前にも一般質問したように、何とかの祭の時にとか、一挙に立ち上げて、披露会みたいな形を是非つくっていただきたいといふふうにご要望を申し上げておきたいと思ひます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございせんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

2、3点お聞きしたいと思ひます。

12ページ目の、今回、役場の方が宿直業務を委託されるといふことで、城を何か明け渡すような形で残念な気もするところもありますけれども、この中で、将来にわたって、日直業務についてはどういふふうを考えておられるのかを1点。

次に、これ、直接は関係ございせんけれども、阿蘇高森オーガニック・アグリセンターの方に役務費が出ておりますけれども、このアグリセンターの堆肥の料金につきまして、これが規則の方でうたつてあると思ひます。これが条例にうたわないのはなぜか。本来、使用料料金等は条例にうたうべきだと私は思つておりますので、そこを2点目。

それと、物産館が4月の下旬から多少変わりました。どういふ形で形態が変わつていったのかを、以上、3点をお聞きしたいと思ひます。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 日直業務につきましては、今のところ、職員で対応するよう考えております。日直につきましては、いろいろな諸事務、またはお問い合わせあたりがございしますので、住民サービスの低下につながらないように、職員で対応するといふふうにとつております。

それから、アグリセンターの料金でございすが、これにつきましては、ご指摘のとおり、規則で定めてございします。これにつきましては、今後、十分検討させていただきます。条例の方に対応させていただきますと思ひます。

以上でございします。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） それでは、物産館の運営方法について、経過と内容を報告したいと思います。

昨年12月2日に新組織推進会議設立募集しまして、その結果、希望者がいらっしやなかったものですから、1月27日に再度、新組織推進世話人ということで、そちらから新組織推進会議の参加のお願いを草部地区に出されております。その後、3月1日、総会打ち合わせと、本年ですね、3月8日、第11回全員総会ということで、このときに3月31日で本組合の解散決議がなされております。

したがいまして、その後に、3月16日に物産館等検討会が発起人の方で開かれまして、3月29日、有志会の説明会ですね、地元15名、その方に集まっていたいて、検討会がなされております。

その後、総会のときに、出資金が地元が1口2,000円出しておりましたが、その分については払い戻すということで、希望者の方については、払い戻すということで、払い戻しをされたところです。

それから、4月14日に、新奥阿蘇物産館等管理運営組合の設立検討会を開きまして、そのときに新奥阿蘇物産館等管理運営組合規約の承認、それから、その組合の規約の中で、有志会ということで地元の有志の方を15名ですか、集まっていたきまして、有志会の設置を承認していただきました。

それから、従来の旧奥阿蘇物産館等管理運営組合で、実は、金額が大体400万円ぐらいだったと思いますが、未処理損失資本金の処理についての協議をいただいたところです。

それから、続きまして、この組合、有志会と顧問会でなっておるものですから、それに組合が組合員という形をとっておるものですので、顧問会の開催をいつにするかということで、4月20日に開催しようということで、有志会の役員会で決定したところです。

そして、4月20日、顧問会を開きまして、4月14日の規約、承認、全議案承認いただきました。それから、当然、ご存じと思いますが、2月、6月等は梅雨とか、28日で売上下がるものですから、できるだけ早く開きたいと、連休前には是非とも開きたいと、これは開業が遅れますと、12月冬時期はデータ的にかなり下がるものですから、5月の前には是非とも開きたいということで、役員につきましては、再度顧問会を招集する時間の余裕がなかったものですから、連休前の開館をするために、その顧問会で役員につきましては、後日、もう承認を受けたというこ

とで、ご了解いただいて、5月の連休前の開業を進めるということで、ご承認をいただいたところです。

その後、4月28日ですね、非常に組合できたばかりで、組合内容に非常に不慣れな方もいらっしゃるものですから、まだできたばかりで1カ月ですので、非常にいろいろもめておりますが、4月28日に、新奥阿蘇物産館等管理運営組合、これ新は抜きますが、役場で管理委託契約を締結しまして、4月30日ですね、再開館をさせていただきました。早めに議会の方にもご報告して、お願い申し上げたかったんですが、5月の連休を逃せば、またキャンプ場もお得意さまがおりまして、例年リピーターとしてご利用いただいている方もいらっしゃいますので、非常に急で申し訳なかったんですが、再開館ということでさせていただきました。そこをよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 先ほどの堆肥センターの料金表の改定については、私はできるだけ早く僕は条例改正を出していただくべきだと、そういうふうに思っておりますので、よろしく願います。

さらに、物産館等につきましては、地元の方が潤うかどうかという部分が一番でございますし、もう1つは、高森町の行政がどこまで手をさしのべていくものかという部分だと思います。管理委託契約を再度されていかれるということですけども、打ち割った話が、金は出すけど口は出さないというやり方も1つありますけども、全部地元の方に任せた形で管理委託料だけを払って、あとは利益を上げてくださいというやり方ですかね。わかりやすく説明していただきたいんですけど。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 今回は、委託費を上げるじゃなくて、あそこは加工場と物産館と出張所ですね、それにキャンプ場、これ、4つ施設がございます。加工場の方を役場が電気代等をもっておりますものですから、加工場の方を電気代として半分を負担するという形でやっております。浄化槽の方は、出張所等ありますものから、役場の方で面倒見るということで、委託料は今回は今現在のところは考えておりません。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

今、6番議員さんがさらっと触られましたけれども、宿直業務報酬が今回、組んでございます。職員手当がその分三角になってきておりまして、その差が約20万

円ほどございます。おそらく、宿直に係る経費を節減するために、こういうふうなことを考えられたんじゃないかなと思うんですが、役場当直規定というのがあって、当直規定の中で、宿日直業務は町長が必要と認めた場合は、外部に委託して行うことができるということになっております。ですから、当然、このようなこともできるわけでございますが、私どもが一番心配するのは、役場内というのは、個人情報宝库でございますが、もうありとあらゆる個人情報が役場内にあるわけですね。皆さん方の机の上をご覧になれば当然わかると思いますが、個人情報はちゃんと納めてはあると思うんですが、いろんな資料、会議資料等については、まだまだ机の上にそのまま置き去りにしてある場合もあるし、棚にきちんと整理してある場合もあるわけですね。

そのような中で、宿直を外部の方に委託するという場合における契約事項は、どのように考えていらっしゃるのかなど。要するに、職員の場合は、今までどおり職員に宿直を命じていた場合については、職員は地方公務員法なり、高森町役場職員の服務規程なりがありますから、当然、それを守っていかなければならない。遵守していかなければならないという義務の上において宿直をいたしますので、守秘義務は守秘義務としてちゃんと守っておるのだと思います。しかしながら、これを第三者に委託をするということになってくると、そこまでの緊張感がある中で、宿直業務を受けることができるのかなという疑問があるわけなんです。その点について、総務課長、いかがお考えであるかということをお聞きいたしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） ご指摘の件ですけれども、この規定の中には委託することができるというふうに明文してございます。一応、いろいろ検討をさせていただきましたし、また、他の町村の動向あたりも調べさせていただきました。その中におきまして、やはりご指摘のような安全性を考えた場合において、非常勤職員対応という形が一番ベターじゃないかということで、辞令には非常勤職員という形で出させていただきます。あとに関しては、辞令書の中に明文化していきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 非常に難しいんですね。非常勤職員になると、これは勤務の日数が制限されるわけですね。継続日数が。それと、職員も一緒なんです。勤務時間の制限がなされるわけで、今回、これを見ると、宿直は午後5時15分から翌

日の午前8時30分までということになると、もう12時間を軽くオーバーする。そうすると、その中で仮眠をする時間を入れられないことには、勤務時間の中で補うことができないわけですね。ですから、当然、非常にこれ、難しいんじゃないかなと、今の総務課長の話では、個人を非常勤職員として雇われるということなんですが、私が一番心配するのは、今まで国民健康保険税の不祥事があったときに、高森町が1億円以上の損害を被っている、たまたま金額が大きいのがゆえにその個人1人ではなかなかその補填をすることができないということで、未だかつてその1億円はすべて完済は終わっていないわけですね。ですから、個人にこういう一番大切な場所を委託する場合においては、やはりもし何かがあった場合について、保証可能な財産を持っておるのか、また、そういうことを弁済する能力があるのかということまで、私は考えておくと、軽はずみに宿直を第三者に委託するということではきんのではないかなと思います。

以前、私達が総務常任委員会にいたときに考えておったのは、個人じゃなくして、じゃあ、警備会社に委託したらどうかという話もした。警備会社はやっぱり会社としての服務規程がある、職員としての服務規程があるし、会社との契約ですから、それなりの、要するに、予算規模は持っているわけですから財源もある、もし、役場にいろんな不都合が生じた場合、役場に損失が生じた場合については、その会社に損金を補填してもらおうということが可能であるわけですね。ところが、個人にもし、こういうものを委託した場合については、もし、個人がもうとれませんよとなったときには、また国民健康保険税の二の舞を踏んでしまうわけです。将来、50年にわたっていただきますとか、生きている間ずっと少しずつ弁済してもらいますとか、そういうことになってしまう。ですから、僕はそういう危険性をはらんでいるからこそ、宿直業務の問題については、もう少し慎重に話を煮詰めてやっていかんと、今、総務課長が言ったように、確かに、宿直は第3条の2項で町長が必要と認めた場合は、外部に委託して行うことはできるというんだけど、先ほどからこの議会に出ているいろんな条例改正、また、補正予算の中でも出ているように、安易に町長が認めることができるからと言って、町長の権限を剥奪するわけではないんですが、やっぱりこういうふうには予算が出てくるとか、町の安全とかが絡む問題については、議会も話の中に入れて、決定しないとイケませんよと言っているわけですね。総務常任委員会ですら以前からこういう話が出ていて、これをどうするかということであるのならば、私は当然、やむなしと思うんだけど、ただ、ポンと内輪で話をして、今回の補正予算の中で宿直業務の報酬を出してきたと

いうことは、ちょっと議会議員経験者の町長からすれば、安易すぎるような気がする。もし、町長がまだこっちに座っておって、前の町長がそこにいて、もしこういうことをされたら、もうちょっとあなたは怒ると思うんですね。その当時だったら怒ると思いますよ。ですから、そういうようなことを今回あなたはしているわけですよ。

ですから、もう少し議会があるのなら、議会との話し合いを尊重すべきところは尊重すべきじゃないか。これはシステムが変わってくるわけですよ。元々システムが変わるわけですね。今までは、夜に火事があった、何があった、災害が起きたといったときに、役場に電話かけると、町の職員、どなたか知っている方が出られて話ができたと。ところが、これを認めると、今から電話を掛ける、火事のサイレンが鳴る、電話をする、そのときには役場の職員誰か出てくると思うんですが、しかし、間に合わなかったときに、第三者の方が出られる。なかなか私はコミュニケーションが図れないと思うんですよ。誤解を生じる場合があると。そういう危険性もはらむわけですね。やっぱりそうやってきたときに、こういうふうな重大、要するに、宿直だから重大じゃないかといったら、重大なんです、これは。やっぱり役場の看板を夜の間、背負うわけですから、もう少し慎重に僕は決めていただきたいなと。安易に臨時で対応するとかじゃなくて、やっぱり企業と契約するのか、個人と契約するのかの問題である。そして、人間は、昼間活動して、夜は寝るようにできているんです。人間というものはね。だから、夜に仕事をする、夜に作業する業種というのは、特別業種みたいな扱いで、やっぱり昼間仕事する人達も時間給は高くなっておる。そのようにして、差を付けているんですよ。ですから、夜仕事をさせる。それを2人ということになってくると、延べ人数で2人なのか、延べ人数で何人になるかわかりませんが、2人を固定して、毎日5時15分から朝の8時まで、夜通しさせるということになってくると、私は健康上の問題も出てくると思います。そうすると、僕はやっぱりどこかの企業と契約をして、ちゃんとした補償も確約されて、もし、そこの宿直者の当番の者が何か不祥事を起こした場合には、ちゃんと会社が補償するなりのちゃんとした財政的な根拠をもってやらんことには、私は個人じゃ非常に危険性をはらむと思うんですが、その点の考え方について、総務課長、お答えください。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 勤務時間につきましては、一応5時15分から、当直の巡回が7時と10時という形にうたっております。それで、5時15分から10時

15分までを勤務、翌朝、1時間を勤務という形で、あとは仮眠時間というふうに考えております。

それと、警備会社、また人材派遣会社あたりにもご相談をして、いろいろ資料をいただきましたけども、かなりの金額でございました。今後、検討してご指摘のような部分がございますので、検討いたしまして、さらに、協議させていただきまして、可能であれば、そういった警備会社あたりに移していきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 予算的な問題が絡みますから、非常にこれは難しいと思うんです。総務課長も大変頭を悩まされたと思うんですが、やっぱり一番ここは個人情報情報の宝庫である。大切なものが一番なおっているところなんですね。だからこそ、やっぱり国民健康保険と一緒に、やっぱり職員は何もしない。悪いことはしないだろうと思っていたところがやっちゃった。その金額が莫大すぎて、どうにもこうにもならなかったというのが今なんです。今反省している私達が反省していることなんですよ。だから、そういう反省が後々起きないためにも、ちゃんとした財政根拠、要するに、補償根拠、そして、やっぱり健康的な根拠、そこあたりも十分考えた上で、この宿直業務を委託するなら委託していかなければならないと思うんですね。

いろんな施設あたりでも夜間業務、宿直業務があるところがあるんだけど、噂で聞いてみますと、やっぱり人間、夜目が沈んでからの事故率が高いみたいです。ですから、そういうことがないようにしなければならぬわけですね。宿直して、朝役場の職員が行って見たら死んだらしたなんてということになったなら、大変なことなんです。農協でも以前あっているわけです。宿直あった時代に、やっぱり宿直中にお亡くなりになられた方達もいらっしゃる。また、病気を患った方もいらっしゃるわけです。ですから、やっぱりある程度のメンバーを揃えたところで、交替制で夜はやっていくようにしないことには、2名の方に年中、毎日夜を通して、宿直をさせるということは、これは非常な体力の消耗になってくる恐れがあると思います。だから、そこあたりを十分今後、考えていただきたいと思います。

それと、日直についてのお話がありましたけれども、やっぱり日直については、葬祭、不幸があったときの死亡届とか、いろんな届け等があったときに、戸籍の経験がある職員あたりがおらんことには、対応がすぐできませんから、日直については、現状のままでないと、仕方がないのかなと思います。

しかしながら、宿直については、もう少し慎重に委員会等で考えをしていただきたいと思いますが、何かありますか。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） ご説明、遅れましたけども、一応、2人の2組を予定しております。1日交替で対応させるように、今、しておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 1人ずつ毎日、2組の2人ということは4人でしょう。わかりました。2組の2人ということですから、それならば、少し軽減されるような気もいたします。しかしながら、やっぱり夜の勤務ですから、やっぱりそこあたりは十分考えてやっていただければならない。そしてあとは、補償ですね、もし、何か町に損失を与えたとか、何かあった場合についての補償をどうするかということ、やっぱりそれについても、十分根拠をつけていただかなければならない。起きてからじゃ遅いんですよ。こういうふうに損失を与えたと、さあ補償してくれと、個人に言うたって、確かに刑法で罰せられるかもしれないけれども、民法上の賠償責任を負ったときに、その人に賠償する能力がなかった場合については、どうするかということ、やっぱりそこあたりも十分考えていただかなければならないと思います。

あと、物産館の方も聞きたかったんですけども、時間の関係上、もう割愛させていただきますが、せっかく開いた物産館、精一杯がんばっていただいて、今までみたいなことがないようにやっていただきたいと思いますし、加工場あたりについても、何百万もする多額な機械を加工機械として入れているわけですから、それももう10年経っております。非常に機械が古くなってくると、また新たなものを購入しなければならないということ、購入ができるだけの歳入があるように、それなりの指導もじっくりやっていただきたいし、今後、委員会の方で加工組合あたり、加工場あたりの運営について、電気代、水道代だけで徴収はいいのか、やっぱり機械の徴収費、機械の減価償却費ぐらいとった方がいいんじゃないか。物産館が閉館したときには、加工場を使用していた人たちはどれだけ努力したのか。そこあたりもちゃんと委員会あたりで報告をしていただいて、加工場がやっぱり物産加工場一体なんですよ。別々に見えるけど、一体なんだから、そこあたりも十分委員会の方で審議をしていただきたい。十分審議をしていただいて、いい方に向かうように努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 休会の件

○議長（相馬俊行君） 日程第4 休会の件を議題といたします。

明日16日は休会といたします。なお、各委員会が開かれますので、よろしくお
願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れでした。

-----○-----

散会 午後0時20分

6 月 1 7 日 (木)
(第 3 日)

平成16年第2回高森町議会定例会（第3号）

平成16年6月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
6番	野中 謙三	1 町村合併と住民投票 条例制定について	① 住民発議を受けての町長の考 え方 ② 最終的な判断としての住民投 票制度をどう考えられるのか
		2 具体的な地域づくり	① 自治会づくり ② 住民参加型自治体への取り汲 み（アダプトプログラム制度）
		3 簡易水道について	① 水源確保の現状と将来への課 題
9番	後藤 和昭	1 行財政改革について	① 高森町の行財政改革について、 今後どのように考えられ、 どう進めるのか ② 企業誘致又は、公的機関等の 誘致計画はあるのか
12番	三森 義高	1 高森町の将来像につ いて	① 税源移譲による今後の見通し ② 交付税措置の今後の推移 ③ 財政的に厳しい現実、今後、 高森町をどのように進めよう と考えておられるか ④ 行政改革の必要性は考えてお られるか

議席	指名	事項	要旨
13番	佐伯 金也	1 高森東小中学校と草部南部小学校・草部中学校の統合について	① 平成17年4月の統合に向けてのプログラムと統合後の草部南部小学校草部中学校の姿はどのようになって行くのか
		2 町村合併について	① 町村合併は、町民を幸せするのか？
		3 少子化対策について	① 老人福祉と少子化対策のバランスは

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	宇藤 敬 君	2 番	白石 博昭 君
3 番	山室 克尋 君	4 番	山村 将護 君
5 番	甲斐 直三 君	6 番	野中 謙三 君
7 番	本田 生一 君	8 番	甲斐 廣國 君
9 番	後藤 和昭 君	10 番	甲斐 正一 君
11 番	相馬 俊行 君	12 番	三森 義高 君
14 番	後藤 英範 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

13 番 佐伯 金也 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町 長	藤本 正一 君	助 役	阿南 哲也 君
収 入 役	芹口 誓彰 君	教 育 長	佐藤 昭也 君
総 務 課 長	渡辺 哲郎 君	企画財政課長	村上 源喜 君
商工観光課長	佐伯 実範 君	住民生活課長	瀬井 公吉郎 君
保健福祉課長	佐伯 秀和 君	税 務 課 長	後藤 秀希 君
農林振興課長	岩下 光広 君	建 設 課 長	色見 隆夫 君
水資源対策課長	桐原 一紀 君	高森中央出張所長	田上 真一 君

草部出張所長	岩 下 生 人 君	野尻出張所長	岩下健治君（欠席）
収入役室長	岩 下 昭 久 君	教育委員会事務局長	廣 木 富 八 君
農業委員会事務局長	二子石 衛 君	オーガニックアグリ センター長	杉 田 則 秋 君
総務課長補佐	古 澤 建 生 君	企画財政課長補佐	甲 斐 敏 文 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。13番 佐伯金也君からは欠席届けが出ておりますので、報告をしておきます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

久しぶりにトップバッターを務めますので、いささかちょっと緊張しておりますけども、今回は、町村合併と住民投票条例制定について、2番目に、具体的な地域づくりについて、3番目として、簡易水道についてのご意見を伺いたいと思っています。

初めに、町村合併について、先ほど来、住民発議が起こりまして、署名された中で、いよいよもって町長の方に提出されたかと思っておりますけども、その住民発議の書面が提出されたことに当たり、今現在の町長のお考えの方をお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

今、野中議員の方からの質問でございますけども、先日、14日の日に県の方にも提出をいたしたところでございます。まだ、県の方からの返事はいただいておりますけども、近日中に来るのではなかろうかなと思っております。私自身は、住民の方々の発議でございますから、大変重く受け止めているところでございますし、私の考え方は、当初、皆様方に申しましたように、5カ町村の合併ということも現在も基本といたしているところでございます。

ご存じのように、蘇陽町さんの方においては、上益城郡2カ町村との合併で、法定協議に参加されておりまして、いろいろ新聞報道等見ますと、来年2月を目標とされ、大変進展されているようにとお聞きしております。今の状態から申しますと、私も今、静観している時期ではなかろうかなと思っております。

また、その反面、住民の発議については、市町村合併の特例法に関する法律でありますので、法令に基づきまして、粛々と進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 自席から失礼いたします。

町長のお考えで、5カ町村の枠組みを当初から申されたとおり、粛々と進められていくということでございますけれども、具体的に、5カ町村の合併を目指すために、どういった取り組みをされるのかをお伺いしたいのが第1点でございます。

さらに、今回、当然、議会の方に付議されますけれども、早急に町長の方が議会の方に付議されるのか、あるいは期間ぎりぎりある程度の考える期間をもって60日だったかと思っておりますけれども、ぎりぎりをもって付議されるのか、その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今のお尋ねでございますけれども、5カ町村と申したのは、当初、皆様方も一緒に14年の10月に住民等に前町長が説明をなされた、私もそのとき総務委員長ということで参加をし、またそのような説明をしたつもりでもございます。5カ町村と申しますと、当然、蘇陽町の方も入るわけでございますけれども、これは、蘇陽町さんの考え方であって、私の考え方は5カ町村だと、蘇陽町さんが抜ければ、当然4カ町村になるんじゃないかなと、そのような方向性でございます。

もう1点は、付議はまだその段階に今日現在は来ておりませんが、いろいろと合併協議会設置請求に関する経過等もございます。その経過を順序よく粛々と進めるということでございます。まだ、来たから明日やるとか、60日ぎりぎりとか、そういう考えは持っておりません。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 蘇陽町が抜ければ、4カ町村になりますけれども、高森町自体が合併に取り組む姿勢自体がありながらも、実際は合併について高森町からのアクション、あるいは町長の方からのお考えもさることながら、4カ町村への枠組み等の

動きが現段階ではまだ見受けられない点を感じております。したがって、従来から高森町は合併は5カ町村枠組みでいくという基本原則はありますけれども、実際、何をどう進めていっているのかという点に関しましては、私はまだ住民に対する説明不足ではなかろうかというふうに感じております。したがって、その基本的な5カ町村への枠組みに対するアクション、行動の部分をどうされるのかを再度お聞きしたい点がまず1点、次に、やはり最終的な判断材料といたしまして、住民投票制度というのが、今回の町村合併にも設けられておりますので、住民側の方からこういった住民投票の動きが起こった場合に関しまして、役場の方、いわゆるこの行政側としても、住民投票条例の設置等は当然、考えなければいけないと、そういうふうに思っておりますので、住民投票まで持っていくようなことになると条例の整理もしておかなんということになりますので、その住民投票条例制定についてのお考え等を2点お伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まだ、合併についてのアクションは起こしていないということでございますけれども、ただいま、ご存じのように、蘇陽町さんの方につきましては、上益城郡との話が進んでおりますし、南阿蘇の3村につきましては、話の方がかなり進んでおります。今、うちがどうのこうの、アクションを起こす時期でもないような気がいたしております。今後、十分、そのアクションを起こすときには、議員の先生方ともよくご相談申し上げながら起こしていきたいなど、そのように思っております。

それと、具体的に申しますか、住民投票は最終的には住民投票はいかがだろうかということでございますけれども、私も具体的な話はまだ未だ打ち合わせておりませんが、最終的に申しますならば、民意で賛否を問うのが一番良いのではなかろうかなと考えております。そのときもちろん、今からやる条例制定と、そういうことについてやるわけでございますから、ご相談申し上げながら、進めてまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 今日は、一般質問のあとにいろんな委員会等もありますので、今日は今までになく早めに私は進めていきたいと思っておりますけれども、きれい事というと、本当に語弊があるんですけども、現実問題として、今、高森町が合併ができる相手先というのが、今、住民発議を受けている部分の蘇陽町の可能性しか、今の段階ではないわけですね、現時点では。それが蘇陽町に全くないというわけで

もございませんし、高森町が目指すのは、将来的な合併、いわゆる6カ町村の合併を目指す合併、あるいは、阿蘇郡一の合併を目指す最終的な合併、その第1段階としては、やはり今現在住民からの発議を受けての蘇陽町との合併協議会設置がまずスタートラインではなかろうかというふうに考えております。

したがいまして、我々議員としても、町長の方から付議されるということになれば、まずは、合併論議を協議会という同じ土俵の上に立って判断をしていきたい。私は、それが筋だと思っております。

したがいまして、県の方から通知が返ってきた場合には、私は早急に付議をしていただいて、議会の方で議論を十分交わしたいと思っておりますので、その点について、町長の考えを再度お聞きしたいと思っております。

次に、2番目の地域づくりに関してですけれども、高森町地域づくりということでは、私は初当選以来、ずっと地域づくりを主に質問してまいりましたが、私自身がやっている地域づくりもなかなか難しい点もございますし、高森町全体を取り巻く地域づくり、これは合併しようがしまいが、地域づくりがやはり基本だと思っております。したがいまして、その地域づくりの基礎となる部分をどういった形で町長の方が今後、お考えがあるのか、その点をお伺いしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、最後の付議につきましては、当然、私どもが議会の方に付議するのが当然でございますから、返ってきて60日以内にするのか、また、早急にするのか、また60日かかるのかというのは、まだいまだに決めておりません。来た都合で決めていきたいと思っております。

それから、地域づくりということでございますけれども、先日来より合併関連法、と申しますか衆議院等で可決されました関連法案、地方自治法の改正、また、住民自治の強化を目的に市町村内の地域自治区設置ができる規定が加えられました。この自治区の区域につきましては、市町村の判断で、市町村内の一定の区域を定めること、また、当区域民から選任された者によって構成される地域協議会及び市町村の事務を補佐させるとの事務所を置くこととなっております。

今、地域づくりにつきましては、私は、本町には32区の駐在区がございます。それぞれの駐在嘱託員の方にその要となっただきまして、駐在区ごとに地域活動がなされております。行政もそのお手伝いをいたしているところでございます。この組織以外に新たな組織をつくると、現在は、つくることよりも、現在は、駐在嘱託員を柱として、地域の流れを大事にしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 前町長も大体駐在区単位で進めていきたいというふうに答弁されておりますし、現町長もそういった形でございますけども、じゃあ、今ある駐在区単位の自治会、それに対する応援体制をどうするかという部分も一つは考えなければいけない。ただあるというだけで、何らことをなすための術がされていない部分があるかと思えます。地域によっては、それぞれいろんな例があるかと思えます。各戸からお金を集めて、そしてその自治会を運営していくとか、あるいは、いろんな区役等の作業で共同生活の中の協調がある社会づくりを目指しておられる自治会、そういったのもございますけども、②の中に書いてございますけども、今、高森町がやっている例えば町道の草刈り、これについても、町の方から補助金等を出して、草刈りをさせていただいているわけですけども、大きな1つの自治会の資金源となっております。ある意味では、カタカナで書いておりますけども、アダプトプログラム制度とって、地域の中にある程度の資本投下をし、その資本をもとにその地域づくりを独自にやってもらう。こういった形が私は今後は望まれる自治会ではなかろうかと思えます。合併しようがしまいが、そういった自分たちの住む自治会というのは、永遠に残るものでございますし、自分たちが守っていく組織でございます。

したがいまして、今後、町の行政にお願いしたい部分が1つ、例えば、1つの自治会の中で、道路維持補修するために作業しなければいけない。あるいは、側溝の部分があったとする。その部分に関して、地域でできることを地域でやってもらう。行政がするのではなくて、地域でできることは地域でやってもらう。そういった地域づくりのノウハウですね。その部分について、今後はやはり行政として取り組む姿勢が僕は必要だと思っておりますけども、そういった考えに対する町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、おっしゃるのもごもっともでございますし、今、わりかし、昔は一つの区というと、春の道づくり、秋の道づくりから大変な重労働が待って、また帰りは公民館に寄って一杯飲みながら、地域のコミュニケーションをとると、すばらしい制度が続いてきております。今現在は、少しそういうことに関しては、少し薄れたかなと、そのようなことも考えておる中におきまして、今、アダプトプログラムの方のことかと思えますけども、やはり、ボランティア、またそのボランティアに対して行政の方からいくらかの補助金と、そういうことを出して、そ

れをまたもとにして、地域の活動に使われていくということでございます。私自身は、今、本町におきましても、今、野中議員さんがおっしゃいましたとおり、毎年道路愛護等につきましても、メーターいくらか某かをお払いいたしまして、1つのPTA活動なり、また地域の区の資金づくりと申しますか、そういうことに役立てておられるものだと思っております。また側溝掃除、また、いろんな公民館の掃除、このようなアダプトプログラムもその中の1つではなかろうかなと思っております。今後も地域の皆さんとともに、住みやすいまちづくりに努めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 例えば、随意契約というのがございますけども、条例で130万円以内、随契であれば、130万円以内のいろんな地域の中にやる工事、あるいは施設等の補修、そういった部分に関しては、自治会と随契を結べばできる部分ではなかろうかと、それも1つの方策だと思っております。行政が出す工事よりもはるかに安い金額でできるはずだというふうに私は感じておりますし、できますならば、随契範囲内でとりあえず、そういった方法をとっていただいて、自分たちの地域は自分たちで守れるという共同参加と意識ですね、その部分を植え付ける部分、さらには、自分たちの地域にとって、次に必要なのは何か、次にやりたいことは何かというステップアップの僕は大元になるような気がいたします。地区の公民館、あるいは、集会所、そういった大きいのがほしい、あるいは、高齢者が多い中で、そういった老人ホームみたいな施設がほしい、そういった部分は地域からあがった声こそがやはり行政のすべき一つの道しるべではなかろうかと思っておりますので、再度、その部分に関しまして、高森町の地域をどういった形で進めるという町長の考えですけども、三位一体の中ではどうしても財源移譲というのがネックになりますけども、併せて同時に、自治会の中でも財源という部分は大きなウエートを占めております。その部分を行政側がどういうお手伝い、そういった還元する方法がとれるかを再度お聞きしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、随意契約等のことをお聞きになりましたけども、いろいろ随時契約というのは、私もよくそのあたりをまだ勉強しておりませんが、一つの許可と申しますか、いろんな建設業とか、いろんな電気とか、いろんなのに關しまして、その許可なしで随時契約ができるものかなと、そのあたり、ちょっと私も今、把握しておりませんが、可能であれば、そういうことが可能であれば、

検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 実は、町長が議員時代に愛媛県の内子町というところに視察に行きましたよね。あのあたりもやはり地域の中にそういった大元となる財源を移譲してあるわけです。資本金が投入してあるわけですね。自治会のことは自治会で、地域のことは地域で、住んでいる村は住んでいる村で、自分たちが住み良い町を、村を、地区をつくってくださいと、ある程度お任せする部分だろうと思います。やはり、今後は、その協働社会の中で生き抜くためには、その意識づけという部分を行政からのお手伝いも必要かと思っております。是非、お願いしたいと思っております。

続きまして、3番目の質問といたしまして、簡易水道についてでございますけども、実は、この一般質問をするということになりまして、水道の水資源対策課の職員の方、課長さんはじめ、職員の方には大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。大変な資料等を調べていただきまして、数日間にわたって水資源対策課を振り回したような感じもいたしますけども、調べていくうちに全部わかってしまって、何を質問していいかだんだんわからなくなってくるわけですね。2点だけに絞らせて質問をさせていただきます。

まず、第1点、高森町の使用している水、水の位置づけ、高森町の水、特に、高森市街地区域だけで結構です。色見地域、野尻地域、草部地域については、はっきりと水源と簡易水道の方で明記されておりますのでわかりますので、高森市街地区域が使用する水の部分はどの部分である、つまり、高森町の水はこれですという部分に関して、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） なかなか水のことに関しての区分けということでございますけども、もうご存じのように、昭和48年に高森高千穂線を結ぶ鉄道建設工事が始まりました。その進む中で、昭和50年にトンネル内で出水事故が発生いたしました。町内の自然湧水、また地下水は大変な被害を受けたところでございます。飲料水もストップするという事態でございましたし、大変自衛隊等も来て、給水をしていただいたということがまだ脳裏に残っております。このため、51年から飲料水をはじめ、農業用水の確保のために、湧水対策事業の補償等が始まり、もとの水源に復水するのが一番いいんじゃないかろうかということでもございましたけども、なかなか復水というのは、大変難しいことでもありまして、最終的には、復水するために

は、ポンプアップと、そのような施設整備が進められ、被害を受けた方々、町営の水道施設、集落管理の水道施設、個人の水道施設を一元化をもとに賠償協議がなされてきました。補償の内容の中にも高森町の試算と、日本鉄道公団との間で、金銭交渉が行われ、施設補償の6億2,000万円の金銭補償となっております。6億円については基金の積立、2,000万円については当年度の維持管理費用として支出されております。現在は、基金の年間利子をもって維持管理に充てるということになっております。

今、水を使っておりますのは、飲料水はもちろんでございますけども、農業用水にもポンプアップし、各地に配水をしております。位置づけといたしましては、あれが町の唯一の水源でございますから、大事に使わせていく以外はないなど、今のところ、水利権者にいたしましても、11水系の権利があるとお聞きしておりますし、大変ご苦労をされて、今の結果になったというふうにお聞きをしております。

私自身はそのような考えでございます。今、水道がどう、田んぼの水がどうと、今のところ考えておりません。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 何か私、はっきり理解できませんでした。高森町の水、全体が高森町の水という解釈が一つ、それと水利権に基づく部分で権利が発生している水がありますから、高森町の水は簡易水道にいただいておりますね、途中のポンプアップして、簡易水道に入れている、タンクに入れている水、その水が高森町の水ですと、そして、さらに湧水トンネル公園から出ていって、道路をわたった右側のところにタンクがございますけども、あそこに溜まっている水が高森町の水という位置づけ、前町長は、高森町の水はその水ですというふうに位置づけされたわけです。ですから、高森町の水は、簡易水道の水とあそこのタンクの水ですと、そういうふうにおっしゃっていただければ、非常に話もしやすかったですけども、では、簡易水道の基金6億2,000万円のうちの6億円が基金の原資というふうになっておりますので、その基金の原資の金利運用、金利についての運用方法ですね、条例の中でうたってあるのは、基金条例の中ですね、これは対象地域が全部高森地域です。要するに、簡易水道の事業をやっていた中で被害を被ったということで、中心市街地、いわゆる高森地区の水の部分の運用に使うというふうに第1条では定めてあるんですね。しかしながら、第3条では、その基金から生じる収益は、簡易水道の特別会計の歳入に繰り入れなさいと、ということになると、いわゆる現状の使い方、特別会計の使い方が果たして、本当に正しいのかどうか、はたま

た、最初からそういうふうなやり方でやっていたから、そういう形で対象地域の基金の運用益の利子と全体の使用料を足した分で特別会計を運営しなさい、全体に使いましょうという部分の解釈、2通りできるような気がいたしますけども、この際、はっきりとしたどういう使い方をするという部分でお答えを願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 6億円の基金の金利については、電気料、その保守管理と申しますか、それに使うということでございましたけども、ご存じのように、金利等につきましては、昔の6%の計算ぐらいもありませんし、その意味でも電気料とかそういう面に不足しているんじゃないかならうかなと思っております。

内容の詳細につきましては、水資源対策課長に答弁をさせます。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 6億円の基金の利子の運用につきましては、現在、水道特別会計の方の運用益の財産収入として、利子及び配当金として処理をいたしております。以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 私は全然知らなかったんですけども、最初からなっていたから、それが当然のやり方というふうに解釈をしておったわけです。しかしながら、市街地区域の洪水被害があった地域の方々からのいろんなご意見等、あるいはお話を聞いてみますと、6億円の基金を何で全体のお金に使うかと、6億円の利子の部分を、何でほかの地域の簡易水道で使うかと、そういう言い方をされたものから、急きょ、慌てて調べたのが実際です。

条例から見れば、対象地域の経費の財源とするためと書いてあるものですから、第1条では、しかし、第3条では歳入、当然、繰り入れないことには仕事ができんわけですね。特会の方に入れんと。ですから、その辺の当初の話し合い等がどうされておったかの部分を探してみると、全くそのあたりの契約とか、そういった部分はうたわれていなかったものですから、今一度、今の時期、この時期において、町村合併、どうのこうのという時期じゃありますけども、やはり、この水道の特別会計についての運用方法については、市街地区域の人たちと十分な協議が私は必要ではなかろうかと思っております。

したがいまして、その協議をする用意があるかどうかはまず、町長の方にお伺いしたいと思います。

併せて、大元の水源と言いますと、やはり農業用水です。先ほど、おっしゃられました11水系の組合がございます。その中であって、ABC基金の、C基金は別としまして、その基金運用の中で、基金の利子で電気代等を賄いながら、農業用水に使われておる。その農業用水を使われる中で金利が下がったおかげで、今、電気代が1,200万円程度、その1,200万円の捻出がなかなか難しいと、そういうふうにおっしゃられておるわけですね。高森町水道の歴史をいろんな方からお聞きすると、大元は農業用水で、その農業用水の一部分を高森町の市街地の方の方に流しておったと、大元は農業用水が上位ですよという、そういう表現をされたものですから、となると、農業用水の現段階では、電気代を捻出するのが難しいという状況において、町がある程度の、あるいは協議した中で、やはり農業用水の運営がきちっとできるような体制をとってやる必要があるんじゃないかならうかと思っておりますけども、まずは、前段の1と今の2、2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 飲料水についてどなたと協議会を開いていいのか、市街地の飲料水についての協議会、どういうことでその協議会を開かなければいけないのか、委員会をつくらなければいけないのか、今のところ、その飲料水についての協議会を予定するという事は予定しておりません。

また、農業用水の方のことにしましては、先ほど野中議員さんがおっしゃいましたように、大変電気代とか、いろんなものに苦慮してございます。4、5年前からもいろんな抜本的な対策はなかろうかということで、阿蘇振興局の方にもひとつそういう組織的なものをつくっていただきましたし、また、県の方にも皆さんと一緒に陳情にまいったところでもございます。なかなかその金利を補助してやるということは難しいということと、また、鉄道公団さんの方に再度、こういう事態が変わったから、もう少し基金を増やしてほしいというのも一度契約したらダメだと、そのようなお話でございました。

そのために、今、抜本対策として、何とか、水を確保すると、今、町には大変自然が深こうございますし、大変雨水もあるわけでございますから、何とかそのあたりをため池等も整備しながらつくって、いくらかは電気代の節約になるんじゃないかならうかなと、そのような計画をしているところでございます。

その自然の雨水を集水することにおいて、市街地に流す施設、また施設に流したり、また防火用水等にも使用できるとともに、市街地の側溝等にも流して市街地の衛生面からも特に、役立つんじゃないかならうかなと、そのようなことを今思っております。

ます。現在は、市街地地域には浄化槽の整備が大変進んでおりますし、市街地の側溝はまだそのままという地区もございます。大変大雨のときなどは、大変皆さん、ご苦労なされておりますし、また、普通は悪臭を発するところもあるように思っております。そのためにも、早急にその改善策をしていかなければならないと、そのようにも思っておるところでございますし、その水を利用することにおいて、経費節減もやりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 何かちょっとぼけたところがあるんですけども、焦点がぼけたところがあるんですけども、高森町の水の位置づけですね、要するに、話が戻りますけども、高森町の水は農業用水のおかげで、湧水トンネル公園等が入場料を取りながら、利益を生んでいるわけです。農業用水のおかげでという解釈が僕は調べた中で自分の答えとして出てきているわけです。農業用水のおかげで、湧水トンネルが賑わっていると、ですから、3月定例会の中でも申しましたとおり、水道料の値上げ、さらには、農業用水の電気代不足についての不足金をどがんかしてくれんかというお願いの部分があったかと思えますけども、私は、当然かなというふうに気がいたしております。農業用水のおかげで町内の簡易水道も賄っていることができるし、併せて、その基金の利子運用と使用料で色見、上色見、野尻、草部地域の簡易水道の工事も負担が少なく済んでいるということになれば、大元のその水源を持っておられる水利権者の方に対して、鉄建公団が補償している部分の利子が下がってきているということで、運営がままならないということになれば、私は、入場料の一部を、あるいはほかの財源をもって、農業用水の確保には十分な配慮をしてやる必要があるというふうに思います。ですので、そのあたりを再度、町長、農業用水の位置づけと簡易水道の位置づけ、そして、あそこからあがる収益をただ単に一般財源に入れるというのではなくて、電気代だけは少なくとも確保してやるのが僕は務めであろうと思えますけども、いかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 町の市街地の飲料水、また農業用水の区分けといたしますか、どちらが最優先でやるかということも迷いますけども、今のところ、そういう収益と申しますと、あその湧水トンネルの入場料の件かと思えますけども、今のところ、そういうことは考えておりません。また、その基金の目的について、今、農業は農業用水の基金がございますから、その基金の使用、目的について、再度、確認をしたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 質問回数がちょっと増えますことをお許しいただきたいと思えますけれども、ありがとうございます。

基金がどうのこうのじゃなくて、農業用水は、要するに、昔からあった水利権が枯れたから補償した、それを町が仲裁しながら、あるいは、仲裁じゃなくて、中に入りながら、事業を進めて、国の方から補償金をいただいた、そして、管理運営するためには、その基金の利子でもっていけば、その当時の判断からすれば大丈夫だという結論だったわけです。でも、現時点でこれだけ金利が下がった中では運営が難しい、したがって、農業用水を利用した湧水トンネル公園の入場料があるならば、その一部分を少しでも農業用水の方に還元していただけないだろうか、水はそのまま流している状態でいっている中で入場料という収益があるなら、一部分を農業用水に還元してくださいよという流れですよね。流れからすれば。

ですから、町が国と一緒にあって、いわゆる行政の責任としてやらなければいけないのは、それ以上の負担をかけてはいかんという部分だと思うわけです。確かに、農業用水は、一部分の受益者の農業用水、水です。ですから、その部分が役場の中で仕事をやっているということになれば、当然、公務として携わらなければいかん部分と解釈する部分と全く切り離して解釈せにゃいかんという部分、僕は2とありあると思うわけです。

ですから、以前の農業用水、あるいは簡易水道の収支の方をしてみると、当然、農業用水の基金の方から人件費あたりの金額だと思いますけれども、役場の方に人件費という形で水資源対策課ですかね、そっちの方に繰入がされておった。今はされていない。さらには、簡易水道に関しましても、平成8年までは帳簿上わかるような形で利子運用益から市街地区域の対象者185、6件ございます。水道の契約トン数がありますけれども、その水道料の量数の料金、二千七、八百万円、それが利子の方から歳入の利子から歳出として1回繰り出されて、歳出から水の使用料という形で再度、特別会計の方に入ってきていたわけです。平成8年までは。平成9年度以降は、意見書に基づいて、9年度以降はその処理をすることなく、当然、消費税がつくものですから、消費税を節税する意味で、その方法はやめられて、そのまま使用料という名目があがってこないようになっているわけです。名目は。ですから、最初にはそういうやり方をしていたということは、結局、自分たちの基金運用益は自分たちの水ですよという部分の位置づけがされておった。でも、その以降に関しては、もう全体の高森町全体として簡易水道を取り巻く事業を進めますと

いう特別会計の意味合いからして、その部分をいただいていたという言い方はおかしいんですけども、ご理解をいただいて、広い心のご理解をいただいて、併せて簡易水道の高森町全体を運営しましょうという解釈になっているわけです。で、今現在もその運用がされていると。ですから、その部分に関しては、やはり今の段階できちっともう一度条例の見直しなり、あるいは、地元の中心市街地の人たちとの協議をするなり、さらには、農業用水組合との話し合いを今ここでする必要があるかと思えます。

3月議会のときに農業用水についてお聞きしたときに、町長がかろうじてご存じだった。その今までの経緯については。もう職員の方が世代交代をしておりますので、平成元年、昭和の末期から平成元年が条例制定ですので、その間に関して、非常に詳しい職員の方はだんだんおらなくなったと、ということになると、農業用水あるいは簡易水道、その当時つくられた方々がおられる中であって、今一度、協議会を立ち上げて、私は、大きな命の源である水問題に関しては取り組む必要があらうと思えます。町長の答弁をお願いします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 野中議員さんのお話もよくわかりますけども、先ほど申しましたように、元々の基金の目的を十分再確認せんことには、前のことが平成元年と言われても、そこあたりが私もよくそのあたりタッチしておりませんけども、今から委員会なり、また、今後の農業用水、そういうことに関しましては、検討をいたしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 非常にちょっと中途半端なんですけども、決まりは決まりですので、質問を終わらせていただきたいんですけど、目的は、条例の中にちゃんとうたっているわけですね。その基金の運用はこうしますという部分もうたっているわけですよ。だから、検討する必要もないと思うんですよ。条例どおり執行すればいいわけですよ。ですから、目的と何に使うという部分は書いてあるんですから、そのとおりに当然、今までも運営されていたわけですから、その部分のご理解を再度してもらった部分はあると、それが農業用水と水道に関しては、十分今の時期しかないというふうに僕は思ったわけです。ですから、あえて質問もさせていただいております。日本語は主語、例えば、英語は主語があったあとに動詞がくるものから、すぐわかりやすいです。「私は学校に行きます」が日本語ですね。英語は「私は行きます、学校に、自転車で」となります。行政の進め方は英語方式です

方がわかりやすいような気がするわけです。この事業はこうします、何のためにがこうです、それは何によってですと、住民がわかりやすいものですから、それと同様に、農業用水と水道、簡易水道の問題に関しましては、この基金はどの目的でこう使うんですよという部分、それと併せて全体の簡易水道の部分に関しても、位置づけをやはり今一度明確にさせていただきたいと、そういうふうに思っておりますので、最後に町長の答弁をいただいて、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、野中議員さん言われましたけども、基金の目的とか、そういう使用料については、当初から決まっているわけです。今現在使っているわけですけど。改めて、その目的をどうか、ただ、今度は電気料とか、いろんな方に農業用水を送ることにおいて運営する資金がなくなったから、その資金を何とかやってくれんだろうかということだと思んですよ。それはやろうと思いますが、なかなかそこがうまくいかんものです。目的とは、そういうこと、使用目的とか、そういうことは決まっておりますよということです。ただ、それを今から何とか準備して、委員会なり何か、こっちでも検討してみて、そういう意味なら、私もそれはわかります。目的なんかは水が出たときからわかっているわけです。手法もあつたはず、それが先輩の方々が苦慮して、本当に喧嘩腰になって、高森町のためにどうしたらいいかということは何年もかかって、できたのが基本なんです。その基本をはい、そうですかと、簡単に10年もかかってつくったものを、はい、そうですかというような品物じゃないんじゃないかなろうかと。今、野中議員さんおっしゃることに関しましては、十分また検討してまいりたいと、そういうことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） おはようございます。9番 後藤です。

町長さんも町長に就任されまして、1年余りが過ぎ、新しい町の舵取り役としての構想も固まってきたと思います。そこで、町長に質問いたします。

行財政改革についてですが、5月28日づけの熊日朝刊にて、国が進める三位一体改革の影響を受け、地方交付税が大幅に削減され、熊本県は06年度にも総務省の監督下に入る財政再建団体に転落する可能性があるかと判断、財源不足解消は深刻

な状況で、県の財政は非常事態と言っているといと知事は表明した。その上で、本年度中にも行財政改革大綱を策定することを決めた。また、翌29日には、手をこまねいていれば、再建団体に陥ってしまう。国・県・市町村の行政の役割と経費の分担、地方財政基盤の強化などが必要とのこと。また、6月2日の熊日紙上では三位一体改革や景気の動向次第では、さらに大幅な財源不足が生じかねないとし、これまで以上に、行財政改革を進める基本方針を策定すると表明された。そこで、県の財政悪化による町への影響はないか、町長に質問いたします。耳が遠ございますので、町長さん、少し声を大きくしてください。よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 9番の後藤議員さんのお答えをいたします。

財政改革ということでもございましたけども、財政運営は、基本は申すまでもなく、入るを削りて出づを制するというところでございます。中長期的に財政見通しも十分注意しながら、早急に財政運営の基本に立ち返る必要があるかと思っております。そのためには、何よりも行財政のスリム化、効率化、重点的に積極的に取り組むことが緊急の課題だと認識をいたしております。具体的には、人件費の抑制、投資的経費の見直しによる町債発行額の抑制等にも取り組み、できる限り、前倒しで実施することなど、これまで以上に徹底した経費の節減を図るとともに、遊休町有地財産の払い下げの促進、また町税の収入、効率化等を上げる上で徹底した自主努力を行ってまいりたいと、そのようにも思っております。しかしながら、こうした対策では、限界もあり、国に対しても、地方税財源の充実強化を強く要望する必要があると考えております。

こういった努力を積み重ねながら、中長期的な見通しに十分留意しながら、健全な財政運営の確保に努めてまいり所存でございます。よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 自席から失礼いたします。

県・国に強く要望するというようなことでございます。果たしてどこまでそれが可能かわかりませんが、なお、6月11日づけの熊日紙上では、御船町が甲佐町との合併白紙化で、7月1日づけで行財政改革を専門に担当する行財政推進課を新設、来年3月までの時限措置でそれまでに町の行財政改革大綱を策定する。内容は、今後5年間の財政シミュレーション、各種補助金、助成金などの見直し、町職員の定員適正化計画、幼稚園、保育園など、町の施設の民営化委託を含めた統廃

合、それらに向けて全力を尽くすとありましたが、高森町の今後の行財政改革をどのように考えておられますか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、行政の方で行政改革、財政改革をしなければならないということで、事務局等立ち上げているところでございます。今回、見直しを行う基本といたしましては、事務事業の見直し、事務事業の整理、合理化、行政の責任領域を改めて見直し、行政関与の必要性、受益の負担の公平確保、行政効率、効果等を十分加味しながら、なお一層の事務事業の整理合理化に図ろうと思っております。

民間委託の推進につきましては、民間運営の効率化、民間サービスの向上等を図るために、民間委託への実施を適当な事務事業等については、計画的に民間委託を進めてまいりたいと、そのようにも思っております。補助金等の合理化でございますけれども、補助金につきましては、補助金検討委員会等の報告に基づきまして、計画的に廃止、また、統合、整理、合理化を図るつもりでございます。事務処理の簡素化でございます。事務処理の簡素化を極力行うということでございます。また、組織とその機構につきましては、組織機構の見直しを行いまして、実質的な事務事業を円滑に遂行できるように簡素で効率的な組織機構をつくってまいりたいと思っております。また、定員につきましても、適切な定員管理を推進しながら、事務事業を見直し、組織構造の簡素合理化を進めてまいりたいと、そのようにも思っております。また、定員適正化を図るために、今後の行政需要の動向、定員モデル等の団体職員等を活用し、定員適正化計画を作成をいたしたいと思っております。

地方分権改革推進会議の計画といたしまして、教育委員会の必要規制の弾力化、また、農業委員会の必要規制の廃止と、そのようなこともうたわれているのが現状でございます。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 町長さん、今のところ、そういう課を設置するような考えはないわけでございますか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今から皆さんとご相談申し上げながら、検討してまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 今後の検討課題ということでございますが、県においても、各市町村においても、この行財政改革というのは、どうしても避けて通れないわけで

ございます。是非とも、早く実現できるように努力してほしいと思います。

それでは、次に移りますが、町の自主財源確保に向けた企業誘致、また公的機関の誘致計画はあるかというようなことで、通告制でございますので、初日に提出したわけでございますが、2日目に、特別委員会が設置されましたので、その委員会の中の委員でございますので、ここでは要するに、執行部の方が議会の方と一緒に頑張って全力を挙げて財源確保のために努力していただくというような言葉に止めておきたいと思います。

これもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） こんにちは。12番 三森でございます。

町長においては、昨年の5月からいよいよ当初予算も含めまして、今日まで丸一年を過ぎてきたところでございます。私も初めて新町長になりまして、質問をするわけでございますけれども、1点の柱といたしまして、高森町の将来像ということで、出させていただきます。この中に4点ほどお聞きするわけでございます。合併特例法に始まり、国が進めております三位一体の改革、あるいは国の地方への補助事業削減、税財源の地方への移譲、地方交付税の削減、この3つを同時に進めることであります。そのために、人口規模の大きい県、大都市が有利で、地方には厳しい改革であるように思われる次第でございます。

本町におきましても、この厳しい改革の影響が現実に出てきているのも現実でございます。この三位一体の改革が今後、本町において、どのように推移していくものであるのか、なかなか伺い知れるものがございます。そこで、先ほども申し上げ

ましたように、質問を4点ほど準備しておるわけでございますから、よろしく答弁方をお願いしたいと思います。

まず、第1点目といたしまして、税源移譲による今後発生いたしますであろう税収の見通しと申しますか、まだはっきり確定したものではありません。これにつきまして、ある程度の形で今後どう税収が定まっていくのか、このあたりを試みの案で結構でございますので、お示しいただきたいと思います。

また、2点目といたしまして、地方交付税の削減によりますところの今後の推移、あるいは補助事業の削減によりますところの補助金の推移等を試算で結構でするので、お答え願いたいと思います。

まずもって、この2点を質問いたしたいと思います。よろしく願います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 三森議員さんの質問にお答えをいたします。

税源移譲による今後の見通しだろうかと思えます。最近の動向では、平成16年6月4日に、経済財政運営構造改革に関する基本方針がなされております。その内容といたしましては、国・地方三位一体改革は、財源移譲額は概ね3兆円を目指すとしてございます。

また、今後の方向性でございますけれども、国庫補助金負担金の改革や地方交付税額の確保などを定める必要があるかと思っております。現状では、具体的な税源移譲、科目等についても、方向がまだ示されておられませんので、本町における税源移譲の額は算定できていないのも現状でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） ただいま、確定できておらないからということでございます。それは当然、わかっておることでございます。しかしながら、方向性、ある程度先ほども申し上げましたように、試みの案として、町として、どの程度把握をしておかなければならないのか。その財源をもとにいろいろと当初、あるいは、補正等々で組んでいかなければならない部分であろうかと思えます。それなくして、予算というものは、組めないのが現実ではなかろうかという気がするわけでございます。先ほどの2点目で申しておりますように、地方交付税あるいは補助金、これなどもそうでございます。ある程度の試算をなくして予算は組めないというのが現実でございます。それをあえて私は、この税源移譲部分において、どのような形で推移していくのか、ここらあたりをお尋ねしたところでございますので、その点、よ

ろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私どもの行政といたしましても、今、行財政改革検討委員会を立ち上げております。その中で、今後の財政について、また、補助金、また、国の方針等について、検討させております。今、どれが正しいかというのはちょっとわかりかねますけれども、その分に関しましては、企画財政課長の方から答弁をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 先ほど、三森議員さんおっしゃいましたように、税源移譲分については、確かに核となるような資料等が新聞報道を見る限りございません。それで、地方交付税につきましては、先日、合併の委員会の方にお示ししましたけれども、今年の試算、今年の本予算の方の試算でございますけれども、それを毎年度、3.6%減額するところで、交付税の見積もりはとっております。全体的な歳入予算に対します税源移譲分については、まだ現段階では見込んでおりません。

ですから、税源移譲がどれだけ来るかというのがまだはっきりしませんけれども、その分は歳入総額が若干増えてくるかなという見通しは立てれます。今の税源移譲分については、私たちも早急に知りたい数値等でございますので、いろんな情報収集に努めながら、なるべく早く試算の数字を持ち出せるように努力してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

3月議会で当初の予算として提示されております。これにつきましても、相当な減額という形になってきているかと思えます。町長にお尋ねしますと、大変厳しい、厳しいというお言葉をいつも聞いておるわけでございます。その厳しさが現実、町にもこうしてのしかかってきておるというのが現実ではなかろうかと思えます。道路事情にいたしましても、町道の改良率にいたしましても、56%という形で、まだまだ改良が100%に届いていないというのが、高森町でございます。高森町も175平方キロという大変な広さを持っておりますし、町道においても、相当な長さの町道を保有しております。しかしながら、この町道のメーターにおいても、交付税としてきておるのも事実でございます。しかしながら、まだ56%の改修しかできていない、あとの44%につきましては、まだ未改修、あるいは100%できていないというような道路事情でございます。

そのような中で、今後、いろいろなハード面を進めていく中で、大変予算として厳しいのも現実でございます。先ほど、簡易水道の話も出ておりましたけれども、水道事業一つにとりましても、水道普及率にしても、93.9%という普及率でございます。この中には、部落の上水道関係も含めまして、93.9%でございますし、部落の水道施設におきましては、あくまでも町営化をしていただきたいというような希望、要望等も出ております。これを含めると、大変大変厳しいものがあるかと思えます。また、施設の老朽化、これに対する布設替え、これ1つにとりましても、簡易水道特別会計だけでは処理できない、これが現実でございます。

一般会計からの繰出しもしていかなければならないし、そこらあたりを考えると、この補助金、あるいは交付税の減額、いろいろな形で考えてみますと、本当に先を見据えた形で取り組んでいかないと、大変なことになろうかと思えます。ましてやまた、農業、林業、あるいは畜産にしましても、高齢化による弱体化、あるいは経済不安定のための後継者不足と、また商店街にいたしましても、大変売上低迷という大変厳しい時期になっております。あくまでも町の商店街と申しますのは、農林業あつての商店街と、昔から言われております。しかしながら、今、国の政策とは言いますものの、なかなかそこらあたりが目に見えてこない。経済的な不安が出てきておるのも現実でございます。

また、農林業、商店街以外の会社員にしてもそうでございます。全国的な経済不況の中で、個人所得の落ち込みというのが現実にお一人お一人、公務員さん各々は見えておりますけれども、それ以外の会社員にしましても、サービス業、いろいろなにいたしましても、相当な個人所得というものが減ってきているのが現実でございます。

先ほど、町長の答弁の方からありましたように、自主財源をという形で言われました。このあたりが本当に活力がないと自主財源そのものが大変伸び悩むと、逆に落ち込んでいくというのが現実ではなかろうかと思えます。ここらあたりを考えると、町長のお考えをお尋ねいたしたい。丸一年経った中で、本当にここらあたりを見据えた形の基本姿勢というもののお考えがあるのか、先ほどの9番議員さんの中にもありましたけれども、重複いたすところもあるかと思えますけれども、今一度、町長のご意見・ご答弁をお願いいたしたいと思えます。よろしく願います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 三森議員さんにお答えいたします。いろいろ財源の苦しい、苦

しいと申しますのもこれは事実でございますし、そのために何かならうかなということで、今回、自主財源確保につきましては、今回、特別委員会等をつくって、検討をしていただこうと、その方向性を示そうじゃないかということでございます。今、農家に関しましては、畜産に関しましても、林業に関しましても、大変厳しいことは百も承知でございますし、何とかしてやらにゃいかんと思っておりますけれども、その何とかができないのも現状でございます。一般的に、本年度もそうでございますけれども、補助金等に関しましても、国全体からいたしますと、1兆2,000億円、また、交付金に関しましても、12%カットと、いろんな財源が不足してまわっているところでございます。私は何と言いましても、やっぱり自主財源をいかにして確保するかと、まずは、使うことよりも、とることをやった方がいいんじゃないかなと、そのようなことも思っているところでございます。

最近、6月11日の日に、総務大臣の方から各町村長宛に、今後のことについて、文書がまわっております。それについて、少し皆様方にご紹介をしたいと思っております。今後も歳出の見直しは必要でございますけれども、来年度にあっては、地方団体が安定的に財政運営ができるよう、必要な一般財源の総額を確保することを明記いたします。

次に、税源移譲につきましては、今年度は国庫補助金の廃止額1兆円に対し、一般財源化の額4,500億円が少ないというご批判がありましたと、そのために、税源移譲は3兆円規模を目指すと明記をいたしましたということでございます。また、平成18年度までに所得税から個人住民税の本格的な基幹税による税源移譲を実施します。その際には、地域間の偏在を抑えるために、個人住民税の税率をフラット化する方針ですと、標準化するというように書いてございます。そして、皆さん方には、国庫補助金負担金改革の具体案を地域から、また県単位からも取りまとめいただくよう、お願いをするということでございます。今のやり方といたしましては、国が一方的に決めてきたと、今回は、一方的に決めることなく、必ず、地方団体の意見をお聞きすることといたしましたということでございます。

言うまでもなく、3兆円規模の税源移譲は、その具体的な提案にかかっています。それを受けて、本年度秋には三位一体の改革像を明らかにいたしますというふうなことが書いてございます。

これも先月は各県知事さんもちろんでございますけれども、地方の首長さんが東京に集結いたしまして、そのような陳情、シュプレキコール行動をあげた結果ではなからうかなと思っておりますし、近日中に選挙等もございますから、そういうパ

パフォーマンスもあるんじゃないかなと、少しは心配いたしておりますけども、できるなら、この文書に明記してあることが実行できれば、私どもありがたいなと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 今、町長の方から大変ありがたい言葉が出てきました。本当に参議院選挙が目の前でございます。以前から財務省と総務省の闘いだというような形で予算的な取り合い、いろいろな投げ合い、そこらあたりがあっておるのも事実、参議院選挙におきましては、総務省の管轄でございます。そうやってきますと、本当に、今、町長が申されましたように、心配な部分もあると、私もそれを当然、思っております。これはあくまでも合併と同じ、アメをしゃぶらせて、ムチを振るうという部分ではなからうか。そういう気もせんでもありません。

今、総務省の方からいい言葉が投げかけられましたけれども、先ほどの提案されております議会の中に提案されております税関係においても、結果的には、増税をされてきておるというのも事実でございます。それを見極めるときに、本当に今の状態でそういう安易なことで、自治体が立っていくものなのか、そこらあたりを私は危惧するところがあるからこうして申し上げているところでございます。

自治体は自治体として、ある程度、先の見通し、先ほども試みの案と試算という形で申し上げました。そこらあたりをある程度見て、定かなものにしていかないと、先で、あいた、しもうたと、国が大変な方向へ行ったぞということになってきたときに、誰が責任をとるのか、そこらあたりがないように、私はあえて質問をしているわけでございます。その点、今一度、町長の方にお答えを願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） もちろん、今、三森議員さんがおっしゃるのもよく理解をいたしますし、私自身も全く同感でございます。どのようにして、財源を確保するか、また、少子化対策、高齢化、これだけの高齢化率があります中で、どのような財政運営をしていくものかと、大変心配いたしております。

それとまた、大変住民の方々のニーズが大変広うございます。なかなかそれに対応していくのが、今、執行部といたしましては、大変苦慮いたしております。一つ一つやって、申しますならば、少子化対策、高齢者対策、とてもいろんな面でリスクが伴う、経済的なものも大変なリスクが伴うということでございます。全体的に見まして、やはり自主財源確保というのは、やはり一番いいのは企業誘致とか、そ

ういうものに頼る、今現在、高森町が頼るとすれば、そのようなことが一番可能、また現実可能と申しますか、できることではなかろうかなと、これだけのすばらしい自然環境を持っておりますから、これをよく地区の全体的な会社とか、いろんな方々にご理解をいただきまして、何とか誘致したいと、そのように思って、それを一番自主財源の確保だということで、今、模索しております。これは、一人で模索してもできることではございません。皆さん方の後押しがあってこそ現実、可能ではなかろうかなと思っております。財源探し、当然、三森議員さんがおっしゃるとおりでございます。私たちも今後、そういうことが1つでも2つでも解決し、自主財源確保につながるような、皆様方のお力をお借りしたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） ありがとうございます。3番目の財政的な厳しい現実という部分で私も触れましたし、町長も触れてもらいました。自主財源の確保ということで、企業誘致、企業をするのがまず先決だと、ごもっともでございます。先ほど、私が申し上げましたように、この厳しいときに、企業なり、公的なものが本当にくるのであろうか、そこを私は一番心配しているのも現実でございます。先ほど申しましたように、それができなかった場合はどうなるのか、ただ、それだけにこだわるのではなくして、先ほど申し上げましたように、まず、足下をしっかりとおかないと大変なことになりますよという気持ちを申し上げました。自主財源の確保にいたしましても、先ほどもちょっと触れました。本当に少子化によりますところの税収不足、これもどんどん今から入ってまいります。また、逆に申しますと、高齢化による国保、国民健康保険、あるいは老人保健、介護保険、こころあたりの負担増、繰出分の負担増、これを考えますとき、どう手だてをしていくのか、また、財政調整基金にいたしましても、あくまでも回転資金でございます。これを取り崩しはじめ、戻しができなくなってきたときはどうするのか、そこらあたりまで考えていかないと、ただ単なる企業、公的、それも大事であります。しかしながら、もう少し足下をしっかりと見つめてやっていただかないと、できなかったときはどうなるのかというのをまず頭に入れておいてもらいたい。だからと言って、小さくなってもらう必要はありません。あくまでも足下を見て、しっかりとやっていただきたい。このように考えておるところでございます。

いろいろと国としても、地方債の中にも臨時的なものも出ておりますし、これもどこまで続くのかもわからない、あくまでもアメの部分でございますし、これがい

つまで出て、それを利用されるのかわかりませんし、過疎債、辺地債にしてもそうです。これが本当にどこまでこの合併したあとに、どこまでこれが本当に地方に利用できるのか、これも不透明な部分ではなかろうかと思うわけでございます。こういう中で、私は町長として、本当にこの財政厳しい厳しいと言われる、そのお気持ちをもう少し見据えていただきたいなど、はっきり形に表していただきたいという気がするわけでございます。

その点、先ほど、9番議員さんの中にもありました。4番目に、行政改革の必要性ということで、私も申し上げたいと思います。出すことよりも、取ることが先決だと言われました。本当に取ることが先決なのか、まず、出すことを頭に置いておかんと、大変なことになるのじゃないか。取るということは、あてにならないということです。出すのはどんどん出しておって、取れなかったときはどうするのか、そのツケは誰が取るのか。結局は住民ではなかろうか、町民ではなかろうかと思えます。行政改革委員もできておりますということでございますし、そこらあたり、今後、どう進めていくのか、ここらあたりのお尋ねもしたいし、町長が答弁の中でいろいろと取り組む姿勢を申されました。その取り組む姿勢の中で、相当な矛盾点がございまして。先ほどの出すことよりも取ることだということも一つ矛盾した点、小さいことでありますけれども、町長が就任当時、総合案内として、ロビーに案内係を設けられました。私としても、大変小さいところに気がつくなというふうに理解しておりました。それは何かと申しますと、町長からもお話がありましたように、これは職員が町民と相対して、接待をする、接するという一つの教育の場、つながりの場、大事なものでございます。しかし、この政策も、このやり方も1年を超えてまでやるとどうかなと、いかなものかなという気がするわけでございます。職員も町民から見れば地方公務員です。いいなど、窓口に座って金がもらえるぞというとならえ方になろうかと思えます。

合併検討委員会で、埼玉県志木市に町長もご一緒に視察を行いました。その市長さんが申されております。6万の大きな市でございまして、どんな話をされるかなと思ったら、もう国はあてにならないと、これだけ厳しくなってくると自分たちが自助努力せんとつぶれますよと、住民生活する場はなくなりますよというような言い方をされております。全くごもつともだと思えます。その中で、職員も半分以上減らしますと、極端なことを言われております。何で対応しますかと、OBボランティアを優先的に使いますと、そういう措置をしますと、そういう方法も考えておられる。せっかく公費を使って、そういう志木市辺りまで視察を行ってきてお

るわけでございます。職員さん120数名おられます。その中で窓口に毎日毎日、ただこの役場内だけの案内にそう置いておっていいものか、私は廃止してくれというわけではありません。職員でするよりも、もうボランティアあたり、いろいろな形で対策を講じていただきたい。そこらあたりも検討していただきたい。かように思うわけでございます。

また、学校統合、保育園統合、本当に子どもたちのための統合がなされようとしております。これ、素晴らしいことです。しかし、それで統合するということは子どものためになりますけれども、行政のためにもなります。なぜかと申しますと、人件費が浮いてきます。しかし、人件費が浮くだけではございません。まず、その人たちをどういう形で今度は処遇していくのか、そこらあたりもちゃんとした形をとらえていただきたい。辞めてもらうわけにはいきませんよ、余った人を。そこらあたりも考えた中で、行革の中でもちゃんとした形を今後に向けて考えていただきたい。かように思うわけでございます。

また、三役、管理職の対応にしてもしかりです。町長が5月に就任されまして、課、センター、いろいろな形で管理職も増えております。また、課長補佐制度という形で課長補佐も相当増えております。これにつきましても、どれだけ人件費が増えていくかの、これについてもちょっと数字的に出していただければありがたいと思いますけれども、出すことよりも取ること、その出すことをどんどんしていきよったならば、実際、締めるところはどこで締めるのか、簡単に締めはできません。そこらあたりをもう少し考えていただけないだろうかという気がするわけでございます。そこらあたりをまず、町長のご意見をお聞きいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど、志木市と私も一緒に視察をしたことがございますけれども、ちょっと志木市の場合と私ども高森町というのは、ちょっと度合いが違う、地域的にも少し重ならない部分があるような気がいたします。大変あそこも30平方キロメートルぐらいの地域だったかと思えますし、こっちは175.4平方キロメートルもあると、なかなか志木市の財政、行政のやり方をここに当てはめるというのは、少し無理があるんじゃないかならうかなと思っております。決して、志木市のあれを悪いということではなくて、少し地域と申しますか、その市と町の違い、環境のいろんな違い、また東京に近い地域と大変何時間もかかって東京に行く都市と、そのあたりも少しは違うような気がいたします。

また、そこの受付でございますけども、ちょうど1年、7月14日からだったと思いますけども、ちょうど1年ぐらいだったかと思います。そのことにおきまして、今、1日あそこに座らせるのはどうだろうかということでございましたから、今は半日交替でやろうということで、今進めているところでございます。

課長補佐体制ができたから、どれぐらいの給料と申しますか、それが上がったかは、ちょっと私もわかっておりません。金銭につきましては、総務課長の方からお話があるかと思っております。

また、出すことよりも取ることと、それは当然、いろんな考え策がございます。それはこれだけの地域がありますから、空気税なり、緑の税なり、環境税なり、いろんな方法策はあると思いますけども、それこそ人からもらう、いろんな条例、町独自の条例で取る、いろんな施策がございますけども、やはりなかなか思うようにいっていない。考え方はいっぱいございます。ただこれだけのものを財産を、先祖代々の財産を使うということでございますから、考え方いっぱいございますけど、なかなかそこまで行き着いていないのも現状でございます。財政が苦しいということは、もう何も今、今日始まったということではないわけでございます、財政、自主財源確保に奮闘、努力をいたしておるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

また、三役、いろんな執行部の三役とか等ございましたけども、当然、そういう時期が来るのではなかろうかなと、そのようなことも今思っております。そういうところでございますから、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 今、ご質問がございました総合窓口の件でございますが、これにつきましては、1年経ちましたので、再検討する時期だということで、検討をさせていただきました。しかしながら、住民の方々からのご意見がありまして、窓口にお出でになった方々がやはりこの制度は残していただきたいというふうに窓口におる職員に言付けて帰っておられるような状況もございます。

今、ご指摘にありましたボランティア、OBあたりの活用につきましても、今後いろいろ検討させていただきます、必要性、またそういった分の対応、十分検討させていただきますと思います。

それから、行財政改革につきましては、先ほど、町長が申しあげましたように、内部で検討委員会を立ち上げて、検討いたしておりますし、これにつきましても、いろいろご指摘がありました人員の配置ですね、課の組織、また、そういった分に

つきましては、学校の統合に関します職員の待遇、処理、対応ですね、これにつきましては、教育委員会の方とも相談をしながら対応していかなければいけないというふうには思っております。

今後、十分事務検討委員会の中で検討をさせていただきまして、また、ある程度煮詰まりましたら、議会の方にご相談申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 今、教育委員会の方もちょっと出ましたので、教育委員会としてのご意見も拝聴したいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 教育行政の方にとりましても、学校統合、それから、今後話題になってくるかと思えますけれども、共同調理場、スクールバスと、いろんなことで厳しい財政を乗り切るためにはどうしていくかというような課題が山積いたしております。これはもう議員の皆様もお考えのことだというふうに思っております。

そういうことを考えながら、今後は教育行政も進めていきたいと思えますし、町当局とも連携をとりながら、それから、議員の皆様方のお知恵を拝借しながら、行財政といいますか、改革をしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

行革の中でもいろいろと検討されておるということでございます。この中で、私は、一つ申し上げたいことは、こういう時期だからこそ、本当に言葉だけではなく、機構改革という形をまず手だてをしなければ、本当の改革にはならない。口だけではどれだけ取り組む、取り組むと言っても、形に現れない。これが現実ではなからうかと思えます。この機構改革の再編のお考えがあるのかないのか、そこらあたりを町長としてのお考えをお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ご質問の内容につきましては、学校、今出ましたけども、学校統合にいたしましても、やはりいろんな面での町負担はそんなに大きくはござい

せんけども、やっぱり統合することが一番ベターなやり方ということで、皆さん方の許可を得て、今回、来年4月1日の統合も実行していくわけでございますし、保育園に関しましても、今、まだ表面上はいろいろと要望書等もいただいておりますけども、保育園も今年度から町営保育園に関しましては、補助金がなくなって、社会福祉とか、一般の幼稚園には国からの補助は今までどおりと、そのようなことで順次、国の方からのそういう面に関しての締め付け等もあっております。当然、機構改革はやっていくべきだと思っておりますし、また、今後も機構改革に着手してまいりたいと、また、そのあたりも皆さんとご相談申し上げながら、検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 町長の方から取り組みますということでございます。取り組みますということは、どうか、そこらあたりを考えていかんとやっていけないぞという考えのもとで機構改革を取り組まれるというふうに私はとらえておりますが、それについては、問題ありません。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 検討をさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） トーンが下がったですね、ちょっと。やはり機構改革あたりをしていかないと、先ほども申しました統合し、職員あたりもいかなる形でも辞めさせはできないというのが現実です。そこらあたりを考えてやっていかないと、今後においては、大変なことになる。出すとはかんまんと、取ることを考えればええということをやっていきよったならば、大変なことになりますよという私は警鐘ではなかろうかという気持ちで申し上げておるわけです。そのためには、まず行革の中で、ちゃんとした機構改革をやることをしていかないと、本当に、国・県、県もわかりです。先ほども出ておりますように、赤字再建になっていくような状況の県です。そう簡単に地方にまで手が回るのか、そこらあたりも考えていかなければならないし、今後においては、先ほど申しましたように、自治体そのものが弾力性のある力をつけないと、あまり上ばかり見ていきよったならば、大変なことになると、痛い目にあうというのが現実ではなかろうか。今までのがそうではなかろうかと思うわけです。そこらあたりで、私はそこら部分において、あえて申し上げたわけでございます。

先ほど、ちょっと管理職において、あるいは課長補佐、相当な数をつくられまし

た。これは人事権はあくまでも町長でございます。職員の皆さん方には大変やりがいのある昇格をしていただくということは、本当に取り組む姿勢が見えて来る、このやり方は素晴らしいことでございます。しかしながら、これに伴う人件費、そして、課長、課長補佐ができますと、課長補佐もなかなか皆、課長補佐ですので、どっちが課長でもかわらないような人たちばかりです。本当にそれが本当にいいものなのか、課長補佐が何人もおっていいのか、そこらあたりを数字的に人件費的なものを数字的にちょっと教えていただければ幸いかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 数字的な部分は、大変申し訳ございませんが、企画財政課の方で把握しておりますので、答弁させていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 平成15年度予算書が手元にありますので、それから申し上げますと、管理職手当の方が前年度が、これ、当初予算ベースです、514万6,000円、本年度が606万9,000円で、92万3,000円上がっておる形になっております。

以上です。管理職手当の分です。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 数字的にそれだけ上がってきておるということで、町長のお考えは、逆に出すことよりも、まずがんばってもらうという意味合いの中でされた人事であったらと私はいい方向にとらえたいと思います。しかしながら、そのやり方で今後、どう高森町が変わっていくのか、そこらあたりをじっくりと眺めて、また行革の中でも真剣にとらえていただきたいと、かように思うわけでございます。あえて私はここまで申し上げましたけれども、議会としても、本当に今後においては、この厳しい中にいろいろな形で議論をしていかなければならない時期も来ておるといことも前提で私は申し上げております。その点もお含みおきいただきたいと思うわけでございます。

どうもありがとうございました。私の考えの一端を述べさせてもらったわけですが、先ほどから申しておりますように、取ることも大事でございますけれども、まず、足下から出さないことも必要ではなからうか、台所、家庭と一緒にございませう。そこらあたりを小さいか、大きいかの違いでございませうし、そこらあたりもじっくりと見据えて今後の町政に携わる者としてがんばっていただきたいと思

います。終わります。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君の質問を終わります。

13番 佐伯金也君については、本日は欠席でありますので、これで一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午前11時46分

6 月 1 8 日 (金)

(第 4 日)

平成16年第2回高森町議会定例会（第4号）

平成16年6月18日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

- 日程第1 決議第2号 高森町政治倫理条例を遵守する決議について
日程第2 意見案第2号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書について
日程第3 意見案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
日程第4 付託案件の委員長報告並びに採決について
日程第5 議案第40号 平成16年度高森町一般会計補正予算について
日程第6 議員派遣の件について
日程第7 特別委員長報告について

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 宇藤 敬 君 | 2 番 | 白石 博昭 君 |
| 3 番 | 山室 克尋 君 | 4 番 | 山村 將護 君 |
| 5 番 | 甲斐 直三 君 | 6 番 | 野中 謙三 君 |
| 7 番 | 本田 生一 君 | 8 番 | 甲斐 廣國 君 |
| 9 番 | 後藤 和昭 君 | 10 番 | 甲斐 正一 君 |
| 11 番 | 相馬 俊行 君 | 12 番 | 三森 義高 君 |
| 14 番 | 後藤 英範 君 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 13 番 佐伯 金也 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	佐藤昭也君
総務課長	渡辺哲郎君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	岩下健治君（欠席）
収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	廣木富八君
農業委員会事務局長	二子石衛君	オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

13番 佐伯金也君からは欠席届が出ておりますので、報告をしておきます。

総務課長からの発言の申し出がっておりますので、これを許します。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） おはようございます。

昨日の一般質問の中におきまして、野中議員さんの質問に回答する際、私、不適切な言葉を使っておりましたので、訂正をさせていただきます。

お答えの中で、私、手落ちというふうに言葉を使いました。これにつきましては、大変申し訳ありませんが、事務処理上の誤りに訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） ただいまの総務課長 渡辺哲郎君からの申し出がありました、本会議における発言の中の不適切な発言部分の訂正については、申し出のとおり、議長において許可します。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 決議第2号 高森町政治倫理条例を遵守する決議について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 決議第2号、高森町政治倫理条例を遵守する決議についてを議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） おはようございます。7番 本田生一でございます。提出者を代表いたしまして、高森町政治倫理条例を遵守する決議につきまして、趣旨説明を行います。

今回の決議は、本定例会の開会当日におきまして、我々議員などを対象とした高

森町政治倫理条例が可決されましたが、この条例の目的である正常で民主的な町政の発展に寄与するためにも、我々議会議員が率先して、また、一丸となってこの条例を尊重し、また遵守する責任があると考えます。

そのようなことから、今回、高森町政治倫理条例を遵守する決議を行うものであります。この決議の目的をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。趣旨説明といたします。終わります。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本決議案については、原案のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、決議第2号、高森町政治倫理条例を遵守する決議については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 意見案第2号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 意見案第2号、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 5番 甲斐直三でございます。おはようございます。提出者を代表いたしまして、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書の趣旨説明をいたします。

ご承知のとおり、我が国の森林は、木材の生産はもとより、災害防止、良質な水の供給など、私たちが生活する上で、重要な役割を果たしております。特に、近年、地球規模で叫ばれている温暖化問題の主要原因である二酸化炭素の吸収源とし

ては、大きな役割を期待されているところでございます。

しかしながら、林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷などにより、間伐などの必要な手入れや植林が行われず、森林の持つ多面的な機能が大幅に衰退する恐れがあります。このようなことから、森林整備に必要な財源を確保し、森林吸収源対策を着実に進めることが重要な課題であると考え、国に対して、その方策を図られるよう強く要望するものであります。

よって、このことを十分ご理解いただきますようお願いいたしまして、趣旨説明といたします。以上です。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、意見案第2号、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 意見案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 意見案第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、3番 山室克尋君。

○3番（山室克尋君） おはようございます。3番 山室でございます。

提出者を代表いたしまして義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の趣旨説明をいたします。

ご存じのように、義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持

向上を図り、経済的、地理的な条件や居住地の如何に関わらず、平等な基礎教育が受けられるための現行教育制度の根幹をなしてきました。

しかしながら、国においては、財政事情を理由に、義務教育費国庫負担制度の見直しによる一般財源化を進めてきました。このまま財政論のみの論議によって、義務教育費国庫負担制度を廃止してしまってもよいのでしょうか。

仮に、税源移譲がなされても、各自治体の財政基盤には当然、格差が生じます。その結果、地方自治体の財政力の差により、基礎教育水準に格差が生じることになるのではないかと考えます。

このことは、憲法が保障する教育の機会均等に反することになると思います。教育の機会均等を確保し、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度は必要不可欠であると考え、この堅持を関係各機関に強く要望するものであります。

よって、このことを十分ご理解いただきますようお願いいたしまして、趣旨説明といたします。終わります。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

-----○-----

議案第 27 号 高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第 27 号、高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9 番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第 27 号、高森湧水トンネル公園設置条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

平成 16 年 6 月 16 日午前 10 時 40 分より第 1 委員会室において、全委員出席のもと、商工観光課長及び課長補佐の出席を求め、内容について詳細に説明を受けました。今回の条例改正について、慎重に審議した結果、お手元に写しをお配りしましたとおり、別表第 2 に「備考、町内の小学生及び中学生については無料とする」を加える修正案が出され、慎重に審議した結果、修正案については、全員異議なく可とすることに決定しました。

また、修正部分を除く部分については、原案のとおり全員異議なく可とすることに決定しました。

また、高森温泉館については、管理運営の運用で、条例と異なった管理運営を行っている状況であるので、条例規則の整理を今後運営協議会の中で十分協議し、条例改正を検討されるよう要望いたします。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告は修正です。これから委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

まず、修正案について討論を行います。討論ありませんか。6 番 野中謙三君。

○6 番（野中謙三君） 6 番 野中でございます。

私は、この修正案に対して反対の討論をさせていただきます。まず、反対の理由といたしまして、議会の権限というのが、いくつかございますけども、その中において、やはり事務的手続きを経て、議会の議決を得る、そして、条例の執行、これが本来の姿であろうかと思えます。そのことに関して、執行部の追認という形では、議会の執行部に対する緊張感をなくし、議会として、あるいは議員としての役割がなくなるものだと感じております。

第2点といたしまして、4月、5月、6月の執行状況を見た中で、3カ月間経緯したのちに、何ら支障なく、過ぎ去っておるという事実をもとに考えれば、今ここで条例を改正する必要性はないと思います。

以上、2点をもって私の反対討論とさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 賛成討論ありませんか。はい、1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） この案件につきましては、建設経済委員会で慎重に審議をされ、全員一致をもって可とするということでございますので、私は委員長報告どおりに賛成いたします。

○議長（相馬俊行君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） これで討論を終わります。

これから、委員長報告の修正案についてを起立により採決をいたします。

委員長の報告の修正案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬俊行君） 起立多数です。よって、委員長の報告の修正案については、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、修正議決されました修正案につきましては、条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字・その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について討論を行います。討論はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

ただいま、修正案は可決されまして、私としては、非常に残念でございますけれども、先ほど述べましたとおり、この案に対して反対討論をさせていただきます。

理由といたしましては、先ほど述べたとおりでございます。条例の中身について反対するものではございません。しかしながら、執行上の手続き上、どうしても議会人としてはやはりここで求めるわけにはいかない、これが第1点のみでございます。

す。

以上で反対討論を終わります。

○議長（相馬俊行君） 賛成討論はありませんか。1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 1番 宇藤でございます。

議会の権威とか、いろいろ言うわけでございますが、付託した以上は、付託された委員会の権威を尊重すべきであって、私は賛成といたします。

○議長（相馬俊行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） これで討論を終わります。

これから、修正議決した部分を除く原案についてを起立により採決をいたします。

修正議決した部分を除く原案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬俊行君） 起立多数です。よって、修正議決した部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第28号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第28号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第28号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例について、6月16日午前10時から第1委員会室において、全委員出席のもと、建設課長、課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員原案どおり可とすることに決しました。

なお、本会議で質疑のありました町外入居申込者の制限等については、過疎化の問題もあるため、転入者の定住化策等を考慮し、本年度策定される住宅マスタープランの中で検討していく旨を確認したことを申し添えて、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。議案第28号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第29号 高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第29号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第29号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、6月16日午前10時から第1委員会室におきまして、全委員出席のもと、建設課長、課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員原案どおり可とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。議案第29号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第39号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第39号、平成16年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会の審議の結果を報告いたします。

総務常任委員会に付託されました議案第39号、平成16年度高森町一般会計補正予算について、審議の結果を報告いたします。

平成16年6月16日午前10時より、第3・第4委員会室において、委員全員出席のもと、総務課、渡辺課長、古澤課長補佐、ほか各係、出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、宿直については、経費の節減や職員の負担の軽減といった面での導入は理解できるが、もう少し多方面から検討すべき点が多く、特に、緊急時の対応、重要書類の保管管理、ことあったときの責任問題等、考えると、今の段階では従来どおりの方法で行うべきとのことで、ここに写しをお渡ししてございますけれども、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬をゼロに、また、節3職員手当等をゼロ円とし、不足する財源は款13予備費を減額する修正案が出され、慎重に審議した結果、修正案については、賛成多数で可とすることに決定をいたしました。

また、修正部分を除く部分については、原案のとおり全員異議なく可とすることに決しました。なお、少数意見として、この問題については、他町村でも民間に委託されており、経費節減の面からも即導入すべきという強い意見があったことを申し添えておきます。

それから、なお同委員会室において、午前11時より委員全員、企画財政課長、同課長補佐及び係長、出席を求め、同議案についての審査を行いました。全員異議なく可とすることに決しました。なお、平成15年度国庫補助金で実施した移動通信用鉄塔施設整備事業において、テレビ共同受信施設へ電波障害が発生し、その補償費として、20万8,950円を予備費充当で支出した旨の報告があり、委員会としては、行政の行為により、発生した障害を少しでも早く解消し、住民への迷惑を最小限に止めたことは適切であると判断いたしました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 文教厚生常任委員会に付託されました議案第39号、平成16年度高森町一般会計補正予算についての審査の結果及び経過について報告をいたします。

平成16年6月16日午前10時より第2委員会室にて、各関係課長、課長補佐、係長出席を求め、慎重に審議した結果、原案のとおり可とすることに決しました。

なお、教育委員会関係におきまして、町内の学校統合が落ち着いたということで、そのことについて意見が出され、学校跡地問題及び地域の活性化を今後は多く図るべきとの意見が出されました結果、今後は各地域づくりへの支援を検討する必要性を委員会として認めたことをつけ加えさせていただきます。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番、後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第39号、平成16年度高森町一般会計補正予算について、6月16日午前10時から、第1委員会室において、全委員出席のもと、農林振興課、アグリセンター、商工観光課、建設課の各課長、所長、並びに各課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、また、午後から奥阿蘇物産館、アグリセンターなどの現地確認を行い、慎重に審議した結果、全員原案どおり可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 総務常任委員長の報告は修正です。これから各委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

まず、総務常任委員長の報告の修正案について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、総務常任委員長報告の修正案について採決をいたします。

お諮りいたします。

総務常任委員長の報告の修正案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、総務常任委員長報告の修正案については、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、修正議決されました修正案につきましては、条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字・その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く原案については、各委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く原案については、各委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第40号 平成16年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第5 議案第40号、平成16年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

議案第40号で提案申し上げました高森町一般会計補正予算案（第2号）について、提案説明をいたします。

今回の補正は、当初予算で承認いただきました中心市街地活性化拠点施設整備に伴います用地買収取得に関するものでございます。この結果、先に決定いただきま

した歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ130万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,916万円とするものでございます。

その内容につきまして、ご説明を申し上げます。まず、交渉に際しまして、地権者の方から町の活性化につながるのであれば、協力は惜しまないということでございました。当初、土地につきましては、交渉し、建物につきましては、町が相当額で購入し、それに見合う面積を地権者の方に購入していただくとのことで、交渉を進めてきたところでございます。

しかしながら、現状といたしまして、営業に使用されている関係等もあり、多分なご無理をお願いを申し上げました結果、土地については、鑑定額に見合う面積を交換し、建物については、移転補償することで内諾をいただいているところでございます。

以上の結果に基づき、事業予算の組み替えをお願いするところでございます。8ページの補償補填及び賠償金の1,400万円が移転費用に係るものでございます。委託料につきましては、基本設計及び実施設計に係る費用と当初の予算で計上いたしておりましたが、財政状況の厳しい中での事業でございますので、現在、熊本県と協議を進めているところでございます。また、国土交通省のまちづくり交付金事業について、補助金対象となることから、本年度は基本計画を行うこととし、その残余の予算は少しでも事業を進める必要性から、工事請負費として本年度中の解体、撤去及び造成のための費用に充てることとしております。この土地は、今回、計画しております整備用地の西側の中ほどに位置しております。一体的整備を行うためには、どうしても取得することが必要でありますので、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、平成16年度高森町一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第40号については、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号、平成16年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議員派遣の件について

○議長（相馬俊行君） 日程第6 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布してあります内容で派遣したいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については決定いたしました。

-----○-----

日程第7 特別委員長報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第7 特別委員長報告を議題といたします。

交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 甲斐正一君。

○交通総合対策特別委員長（甲斐正一君） 9番 甲斐です。

交通総合対策特別委員会における協議の内容につきまして、報告いたします。

まず、平成16年5月27日午後1時に、参会の上、委員4名、欠席委員2名と、保健福祉課長補佐及び企画財政課長補佐で町民バスの試乗を行いました。また、試乗後、平成16年4月の乗車実績をもとに協議を行った結果、住民の要望や実際、運行している運転手方の意見等を集約し、運行改定を行う旨確認いたしました。

また、平成16年6月14日午後1時から、第3・4委員会室におきまして、委員全員と総務課長、保健福祉課長、教育委員会事務局長、建設課長、企画財政課長、同課長補佐出席のもと、委員会を開催いたしました。

今回の委員会では、まず、平成16年度のスクールバス運行状況の説明を受けました。その中で、バスの雨漏りや運転手の交替等について、意見が出されました。

が、早急に調査の上、対応する旨の報告がありました。また、現在の東小中学校のスクールバスの空き時間を利用し、山東部から町部往復を運行できないかとの意見がありました。教育委員会としては、運転手の勤務体系、空き時間の把握、また17年度から草部南部小中学校の統合に伴うスクールバス運行を考案の上、検討する旨の回答を得ました。

次に、町民バスの運行については、路線毎に問題点、要望等の説明を受けました。その結果、実際に、乗車されている住民に直接アンケートを実施し、その意見を反映し、時刻表や路線の変更を行うことを確認しました。また、改正ダイヤの施行は、補助金申請に合わせて、平成16年10月1日とすることで決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（相馬俊行君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君） 7番 本田でございます。

昨年の選挙後、私どもも新しい広報委員の中でスタートいたしましたけれども、1年間に過ぎまして、少しは広報誌づくりにつきまして、大分慣れてきたかなというようところでございますけれども、やはり、広報誌をつくるためには、各議員さん方の手助けもなくてはできないことございまして、各常任委員会の皆さん方、特別委員会の皆さん方、また、一般質問をされた皆様方、広報誌づくりの協力をよろしくをお願いをしたいと思います。

今回、この議員派遣の中にもありますとおり、7月14日、15日に東京で広報研修が行われますけれども、私どもの広報委員会の中から宇藤 敬議員と白石議員お二方が今回、またその研修に行かれます。やる気満々のお二方でございますので、この研修を機にまた今後、新しい広報誌づくりに、立派な広報誌づくりに発揮できるのではなかろうかと思えます。ほかの議員さんの皆さん方にも大変ご迷惑をおかけいたしますけれども、協力方、よろしくをお願いをしたいと思います。終わります。

○議長（相馬俊行君） 町村合併検討特別委員長の報告を求めます。町村合併検討特別委員長 三森義高君。

○町村合併検討特別委員長（三森義高君） 12番 三森でございます。

町村合併検討特別委員会の報告を申し上げたいと思えます。

3月議会以降につきまして、平成16年4月16日、第3・第4委員会室におき

まして10時から行っております。全委員出席、議長、また、総務課長、総務課長補佐の出席を求め、説明を聞いたところでございます。

町村合併の今後の取り組みについてということで、平成16年4月1日、合併特例法第4条の2に基づく高森町と蘇陽町を同一関係町村とする合併協議会設置請求の住民発議が行われたことにより、今後の取り組みについて協議を行ったところでございます。この結果、合併の目標を南阿蘇は1つとし、段階を踏んで進める、また、今後、行われる署名活動の状況や判断材料としての財政状況等について十分検討を行う。また、3点目として、全員協議会をもって開催し、検討することとしております。

また、平成16年5月26日に第3・第4委員会室において10時から行っております。委員7名出席、1名欠席、それに議長出席をいたしております。説明のために総務課長、企画財政課長、企画財政課長補佐、企画財政係長に出席を求め、説明を受けております。

審議につきましては、前回、4月16日に開催いたしました検討委員会の結果を踏まえ、総務課長、企画財政課長より今後の歳入歳出計画想定表等の説明を受け、今後の取り組みについて協議を行ったところでございます。

この結果、今後、蘇陽町との合併を前提として協議を進める。また、2点として、南阿蘇は1つと考え、蘇陽町、西原村との協議も検討するということを決定いたしました。

また、昨日、16年6月17日、第1・第2委員会室において12時30分から委員会を開いております。全委員出席、議長にも出席を求めています。説明のために総務課長、総務課長補佐、出席のもと、審議いたしております。平成16年6月14日合併特例法第4条の2に基づく阿蘇郡高森町及び同郡蘇陽町を統一関係町村とする合併協議会設置請求書の提出、並びに6月17日の県知事からの通知を受けたことに伴い、今後の取り組みについて協議を行いました。

この結果、町長に対して、早急に合併協議会設置について、議会に付議を行うよう、要望することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 企業等誘致特別委員長の報告を求めます。企業等誘致特別委員長 後藤和昭君。

○企業等誘致特別委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

企業等誘致特別委員会委員長報告を行います。

定例会第2日目に決議されました企業等誘致特別委員会につきましては、平成16年6月15日午後2時から、第3・第4委員会室におきまして、委員全員と議会事務局長、同事務局次長、企画財政課長、同課長補佐出席のもと、委員会を開催しました。

委員長については、不肖、私、後藤和昭が、副委員長に甲斐廣國氏が選任されましたので、まずもって報告いたします。

また、今回は、企業等誘致特別委員会ということで、公的機関誘致を含め、町長より現在までの経過について、報告がありました。その中での矯正施設を誘致することにより生じる経済的波及効果及び入所者や関係者の転入による過疎化の進行に歯止めがかかるものと考えられることから、議会の一日も早い承認を得て、交渉を進めたい旨の説明がありました。委員会としては、全国から50余りの誘致希望があがっている中で、本町誘致を実現すべく委員の意思統一を図り、協力していくことを確認するとともに、県の担当部局及びすでに当施設が設置されている箇所の視察を行うことを決定しました。また、事務分掌については、高森町組織規則の企画財政企画係に事務として新たに企業等誘致に関することを追加し、商工観光課商工観光係の企業誘致に関することを削除することを確認しました。

以上、企業等誘致特別委員会委員長の報告を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

ここで字句の修正がございます。意見案第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の中についての修正がございます。議会事務局長が行います。

○議会事務局長（長尾和博君） 日程第3 意見案第3号の意見書の本文の中で、第1行目と第3行目に、税源移譲という表記がございます。この移譲の「い」が「委ねる」という字になっておりますので、これを「移す」という字に訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次期議会の運営につきましては議会運営委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、町村合併問題につきましては町村合併検討特別委員会に、企業等誘致につきましては企業等誘致特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会・町村合併検討特別委員会・企業等誘致特別委員会にそれぞれ付託することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 会議を閉じます。

平成16年第2回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成16年第2回定例会

平成16年6月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111